

第2次米子市環境基本計画改定版
米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
（原案）

令和8年3月（予定）
米子市

はじめに

(市長挨拶文)

目次

はじめに	2
第1章 第2次米子市環境基本計画の見直しと計画の概要	6
1－1：見直しの基本的方針	7
1－2：計画の概要	8
(1) 計画策定の目的	8
(2) 環境基本計画の位置付け	9
(3) 第2次米子市環境基本計画の期間	11
(4) 第2次米子市環境基本計画の考え方	13
第2章 米子市の現状と課題	19
2－1：米子市の情勢	20
(1) 環境情勢	20
(2) 地理的特性	22
(3) 土地の利用状況	22
(4) 人口・世帯数	23
(5) 産業	24
2－2：米子市の環境に関する市民アンケート調査の結果	25
(1) アンケート調査概要	25
(2) アンケート結果	25
2－3：米子市の環境課題	27
第3章 米子市の目指すべき姿	28
3－1：米子市が目指すべき環境像	29
3－2：第2次米子市環境基本計画における基本目標	31
3－3：基本方針と基本目標との関係	33
3－4：市、市民及び事業者の責務と役割	34
(1) 市民の役割	34
(2) 事業者の役割	34
(3) 本市の役割	34
第4章 具体的施策の内容	36
4－1：第2次米子市環境基本計画における基本目標と施策の柱	37
4－2：施策の柱ごとの個別施策	38
4－3：温対法第21条第3項に関する事項	38
4－4：基本目標①「脱炭素社会」	40

(1) 米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	40
(2) 二酸化炭素排出量削減に関する情勢	42
(3) 二酸化炭素排出量の現状と削減目標	44
(4) 基本目標達成における主な指標	50
(5) 基本目標達成に向けての課題	51
(6) 基本目標達成のための施策の柱	53
(7) 施策の柱ごとの個別施策	53
(8) 脱炭素先行地域の取組	56
4－5：基本目標②「循環型社会」	58
(1) 現状	59
(2) 基本目標達成における主な指標	61
(3) 基本目標達成に向けての課題	61
(4) 基本目標達成のための施策の柱	62
(5) 施策の柱ごとの個別施策	63
4－6：基本目標③「自然共生社会」	65
(1) 現状	65
(2) 基本目標達成における主な指標	66
(3) 基本目標達成に向けての課題	66
(4) 基本目標達成のための施策の柱	66
(5) 施策の柱ごとの個別施策	67
4－7：基本目標④「安全・安心社会」	69
(1) 現状	69
(2) 基本目標達成における主な指標	69
(3) 基本目標達成に向けての課題	71
(4) 基本目標達成のための施策の柱	71
(5) 施策の柱ごとの個別施策	72
4－8：基本目標⑤「環境保全社会」	74
(1) 現状	74
(2) 基本目標達成における主な指標	74
(3) 基本目標達成に向けての課題	75
(4) 基本目標達成のための施策の柱	75
(5) 施策の柱ごとの個別施策	75
第5章 環境基本計画の推進に向けて	77
5－1：環境基本計画策定の流れ	78
5－2：環境基本計画の進行管理	78
5－3：計画の推進体制	79

資料編

- ①環境関連用語集・・・・・・・・・・・・・・・・
- ②環境関係年表（主なできごと）・・・・・・・・
- ③米子市の環境に関する市民アンケート調査結果・・・・・・・・
 - ・米子市の環境に関する市民アンケート調査結果（市民編）
 - ・米子市の環境に関する市民アンケート調査結果（年齢別）
 - ・米子市の環境に関する市民アンケート調査結果（地域別）
 - ・米子市の環境に関する市民アンケート調査結果（事業所編）
- ④第1次米子市環境基本計画総括報告書・・・・・・・・
- ⑤米子市環境都市宣言・・・・・・・・
- ⑥米子市環境関連条例・・・・・・・・
 - ・米子市環境基本条例
 - ・米子市環境保全条例
 - ・米子市快適な生活環境の確保に関する条例
 - ・米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
 - ・米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例
- ⑦SDG s における17のゴール（個別目標）・・・・・・・・
- ⑧計画策定の経緯・・・・・・・・
 - ・策定経過
 - ・米子市環境審議会委員名簿
 - ・諮問
 - ・答申
- ⑨第1次米子市環境基本計画の総括

第1章 第2次米子市環境基本計画の見直しと計画の概要

1－1：見直しの基本的方針

本市では平成 23 年度（2011 年度）に「第 1 次米子市環境基本計画（平成 23 年度（2011 年度）～令和 2 年度（2020 年度））」を策定し、本市の環境施策を推進してきました。令和 2 年度（2020 年度）に計画期間が終了するに当たり、当時の環境を取り巻く社会情勢や市民の声を反映させた環境施策を引き続き実施し、米子市環境基本条例の理念、目的を達成していくために、「第 2 次米子市環境基本計画（令和 3 年度（2021 年度）～令和 12 年度（2030 年度））」を策定しています。

令和 7 年度は第 2 次米子市環境基本計画の策定から 5 年目にあたり、環境を巡る社会情勢の変化に合わせ、着実に施策を進めるため見直しを行います。この見直しは計画の実効性を高めるものであることから、骨格である「目指すべき環境像」、「基本目標」及び「施策の柱」については、原則変更しないこととし、これまでの施策の進捗状況の検証結果、市民ニーズの変化、並びに関係法令及び社会情勢の変化などを踏まえて、「施策の柱ごとの個別施策」、「主な指標」を見直しました。

これに加えて、本市では令和 5 年度（2023 年度）には温室効果ガスの実質排出ゼロをめざす「ゼロカーボンシティ」を令和 3 年（2021 年）2 月に宣言しており、持続可能で活力ある地域社会と脱炭素社会の実現をめざして「米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として位置付けられる「ゼロカーボンシティよなごアクションプラン」を策定しています。この計画は第 2 次米子市環境基本計画の実行計画として、市域 CO₂ 排出量の削減を行う地球温暖化対策の方向性を示すものであることから、この度の中間見直しにおいて環境基本計画中に内包することとしました。「米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」では、国内外の動向を踏まえ、市民、事業者、行政等の協働をより促進し、市域のさらなる脱炭素の取組を積極的に推進することで「経済と環境の好循環」「持続可能な社会」の実現を目指しています。

1－2：計画の概要

(1) 計画策定の目的

本市では自然、歴史、文化等地域の特性を生かした環境の保全及び快適な環境を創造し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的に、平成 17 年（2005 年）に米子市環境基本条例を制定しました。本条例において、環境の保全及び創造の基本理念及び基本方針を定めるとともに、これらを具体化し、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画となる「環境基本計画」を定めることとしています。

<米子市環境基本条例>

●環境基本計画（第 8 条）

⇒市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画を定めなければならない。

その中でも、地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。令和 3 年（2021 年）8 月には、気候変動に関する政府間パネル（以下「IPCC」という。）第 6 次評価報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

また、平成 30 年（2018 年）に公表された IPCC の「1.5℃特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇幅を 1.5℃程度に抑えるためには、CO₂の排出量を令和 32 年（2050 年）頃までに実質的にゼロにする必要があると指摘されています。この報告書を受け、世界各国で、令和 32 年（2050 年）までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

令和 2 年（2020 年）10 月、我が国は、令和 32 年（2050 年）までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」の実現、言い換えると脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。さらに、令和 3 年（2021 年）6 月に策定された「グリーン成長戦略」では、カーボンニュートラルの実現が、我が国の産業構造や社会経済の変革を促し、将来の持続的な経済成長につながるとの方針が示されています。

（２）環境基本計画の位置付け

本市環境基本計画は、国の「第六次環境基本計画」、県の「令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン」との整合を図りつつ、本市の環境の保全と創造に関する目標及び施策の方向を示したものです。

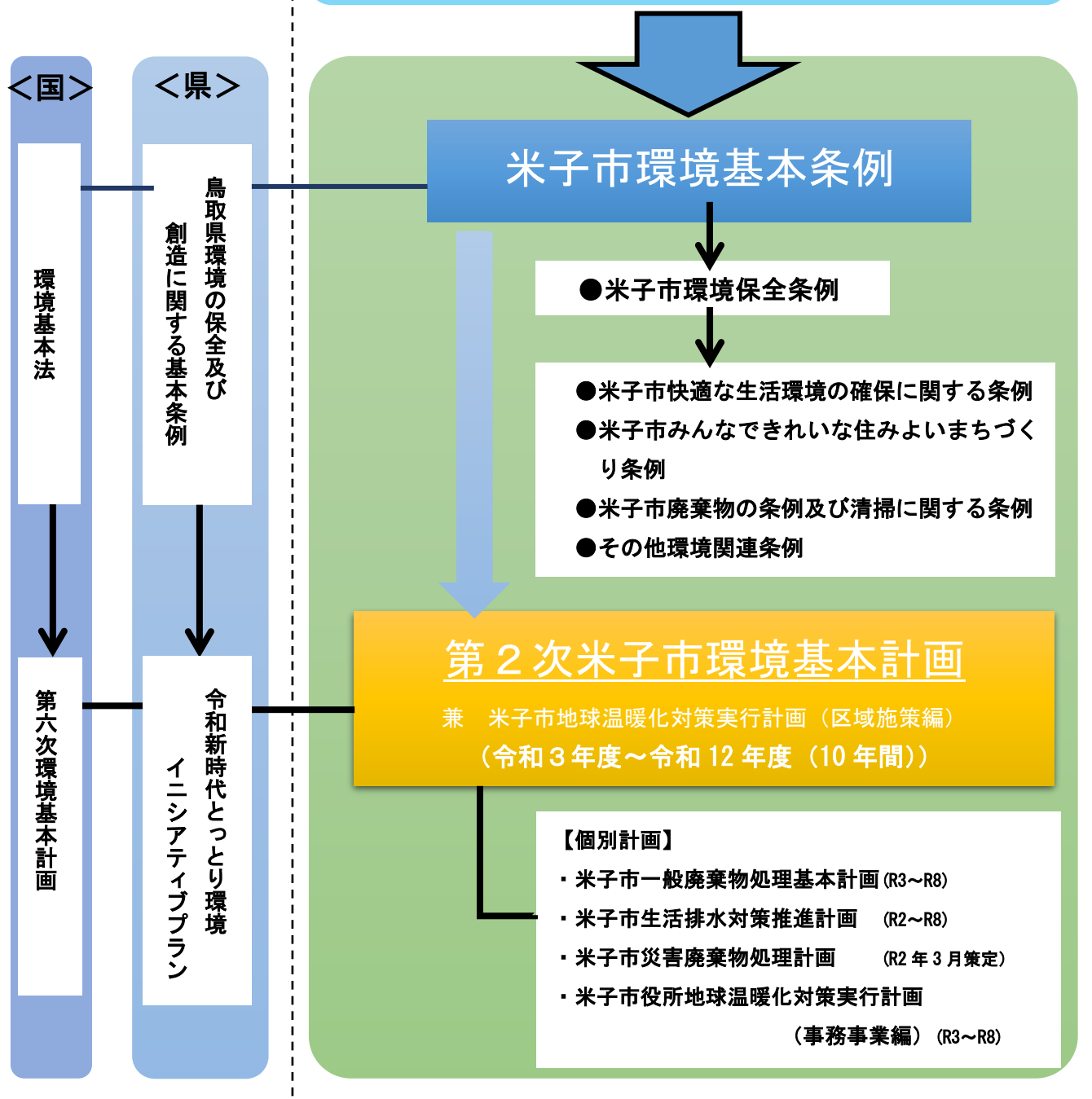
また、米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）」第 21 条第 4 項に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）であり、米子市環境基本計画の個別計画として基本計画中に内包し、本市の自然的社会的条件に応じて温室効果ガス排出の抑制等を行うための施策を定める個別計画と位置付けます。

これらの計画は、本市の最上位の行政計画である「第 2 次米子市まちづくりビジョン（第 5 次米子市総合計画及び第 3 期米子市地方創生総合戦略）」や、鳥取県の策定した「令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン」と整合性を図りながら策定します。

<米 子 市>

【第2次米子市まちづくりビジョン】

第5次米子市総合計画及び第3期米子市地方創生総合戦略



(3) 第2次米子市環境基本計画の期間

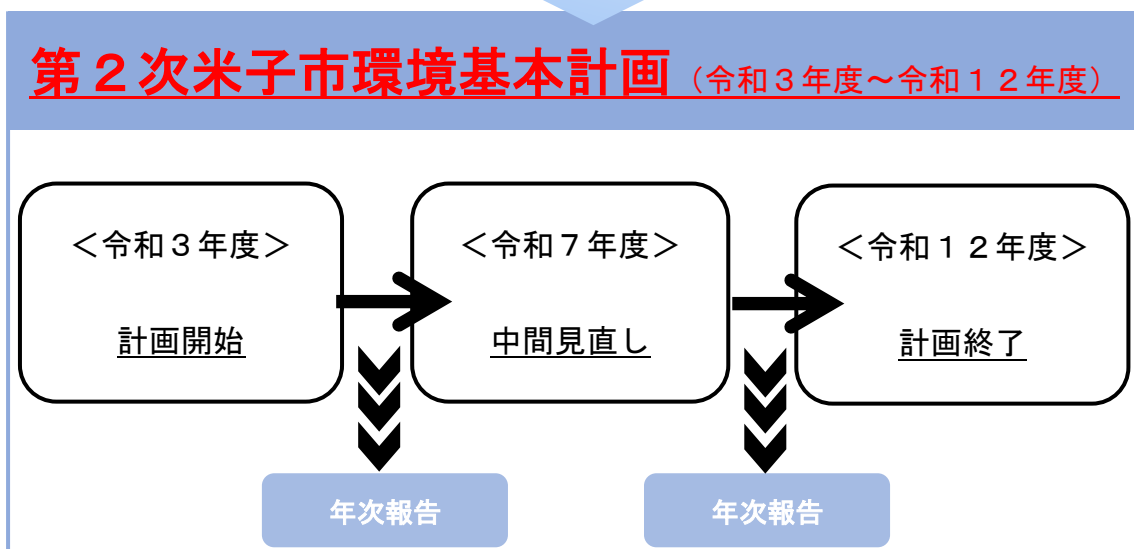
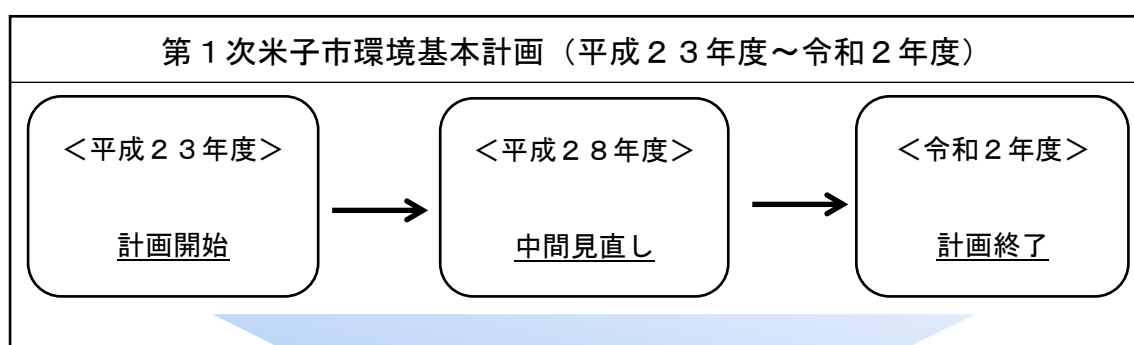
本計画期間は、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間とします。

なお、米子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の計画期間も同様とします。

(ア) 計画期間

令和3年度(2021年度) ～ 令和12年度(2030年度)

(イ) 計画の流れ



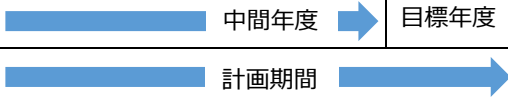
<米子市環境基本条例>

● 年次報告(第10条)

⇒市長は、市の環境の状況、環境施策の実施状況等について、毎年度市の環境に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

※ 米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の基準年度と目標年度

なお、米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）としての計画期間の考え方については、国の「地球温暖化対策計画（※1）」を踏まえ、国の長期的目標年である令和 32 年（2050 年）を見据え、本計画の基準年度を平成 25 年度（2013 年度）とし、「第 2 次米子市環境基本計画」と同様に、中間年度を令和 7 年度（2025 年度）、目標年度を令和 12 年度（2030 年度）とします。

平成 25 年	...	令和 元年	...	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	...	令和 7 年	...	令和 12 年
2013 年	...	2019 年	...	2021 年	2022 年	2023 年	...	2025 年	...	2030 年
基準年度	...	現状年度 ※2	...	...	策定年度					目標年度

※1 2021 年 10 月 22 日に閣議決定された地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画。

※2 現状年度は、排出量を推計可能な直近の年度を指します。

(4) 第2次米子市環境基本計画の考え方

(ア) 社会情勢の動向

(i) 国際的な動向

近年の環境問題に関する国際的な動向を見ると、平成27年(2015年)9月の国連総会において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標(SDGs:17のゴール・169のターゲット)が掲げられました。同年11月から12月にかけてフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)では、京都議定書以来18年ぶりとなる法的拘束力を有する新たな国際合意文書「パリ協定」が採択され、温室効果ガス削減に向けた国際社会の新たな枠組みが示されました。

このパリ協定は、産業革命以前と比較して世界の平均気温上昇を2℃より十分低く抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、さらに今世紀後半には温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡を実現することを目指しています。また、附属書I国(先進国)と非附属書I国(途上国)という二分論を超え、すべての国が「国が決定する貢献(NDC)」として排出削減目標を5年ごとに提出・更新する仕組みや、適応策を含む包括的な取組が新たに規定されました。

その後、平成30年(2018年)にはIPCC(気候変動に関する政府間パネル)による「1.5℃特別報告書」が発表され、気温上昇を1.5℃に抑えるためにはCO₂排出量を令和32年(2050年)頃に実質ゼロ(カーボンニュートラル)にする必要があると指摘されました。この報告書を契機に、各国で2050年カーボンニュートラル実現に向けた目標の設定や政策の加速が進みました。

令和2年(2020年)以降は、新型コロナウイルスのパンデミックにより経済活動が一時的に縮小し、それに伴い温室効果ガス排出量が減少する現象も見られましたが、持続可能な対策の必要性がより一層浮き彫りとなりました。

令和3年(2021年)10月にはイギリス・グラスゴーで国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)が開催され、「グラスゴー気候合意」が採択されました。この合意では、今世紀半ばでの温室効果ガス実質排出ゼロの実現と、その経過点である令和12年(2030年)に向けた野心的な緩和策と適応策の強化が求められ、特に今後10年の行動加速の必要性が強調されました。

さらに、近年では食品ロス、海洋プラスチックごみ、生物多様性の保全など、気候変動に限らない地球規模の環境課題に対しても、国際社会による多様な取組が活発化しています。これらの動向は、環境問題が多面的かつ緊急性を要する課題であることを物語っており、国際的な連携と行動の重要性が一層高まっています。

(ii) 国の動向

我が国においては、パリ協定を踏まえ、平成 28 年（2016 年）5 月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、国全体で取り組むべき温暖化対策の基本方針が示されました。さらに、平成 30 年（2018 年）4 月には、持続可能な社会の実現を目指す「第五次環境基本計画」も閣議決定されました。

令和 2 年（2020 年）10 月には、第 203 回国会における当時の菅内閣総理大臣の所信表明演説において、「2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにし、脱炭素社会を実現する」という令和 32 年（2050 年）カーボンニュートラルの目標が公式に宣言されました。これを踏まえ、改正された地球温暖化対策推進法では、令和 32 年（2050 年）脱炭素社会の実現が法律の基本理念として位置付けられ、地方公共団体実行計画（区域施策編）に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する新たな規定が追加されました。国民や事業者、地方自治体に対して政策の方向性を明示し、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、計画の策定義務のない市町村においても地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定するよう努めるものとされています。

新型コロナウイルス感染症が社会全体に甚大な影響を及ぼす中で、令和 3 年（2021 年）6 月には国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。ロードマップでは、5 年間で政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極的に支援することで、次の 2 つの柱に基づく取組を実施することが示されています。1 点目は、令和 12 年（2030 年）までに少なくとも 100 か所の「脱炭素先行地域」を創出し、地方公共団体、地元企業、金融機関等が中心となって地域特性に応じた脱炭素の先行的取組実施の道筋をつけるとされています。2 点目は、脱炭素化の基盤となる重点対策（自家消費型太陽光発電の導入、省エネ住宅や建築物の推進、ゼロカーボン・ドライブなど）を全国津々浦々で実施するとしています。

また、同年 10 月には地球温暖化対策計画が 5 年ぶりに改定され、令和 32 年（2050 年）カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として令和 12 年度（2030 年度）において、温室効果ガスを平成 25 年度（2013 年度）から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け挑戦を続けていくという新たな目標も示されています。この目標に向けて、各種対策・施策が盛り込まれた「目標実現への道筋」が提示されました。

このような動きを背景に、令和 4 年（2022 年）には環境省による「脱炭素先行地域」の第 1 回募集が開始され、地域レベルでの取組が本格化しました。特に、地方公共団体の取組は急速に拡大しており、ゼロカーボンシティを表明する自治体数は、令和元年（2019 年）9 月時点でわずか 4 団体だったのに対し、令和 4 年（2022 年）8 月末には 42 都道府県、450 市、20 特別区、216 町、38 村の合計 766 団体にまで増加しました。これらの表明自治体の人口を、都道府県と市町村の重複を除いて合算すると、総人口は 1 億 1,853 万人を超える規模に

達しています。

直近では、令和 6 年（2024 年）5 月 21 日に「第六次環境基本計画」が閣議決定されました。この新たな計画では、気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球規模の 3 つの環境危機に対応するため、経済社会システムを抜本的に変革し、環境収容力の維持と環境の質の向上を通じて経済社会の成長と発展を両立させる「循環共生型社会」の実現が打ち出されています。

（iii）県の動向

鳥取県においては、環境分野における S D G s の達成に向けて、5 つの柱（Ⅰ：循環型社会の構築、Ⅱ：脱炭素社会の実現、Ⅲ：自然・生物との共生、4：生活環境の保全、5：環境活動の協働）で構成された「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」を令和 2 年（2020 年）2 月に策定し、持続可能な社会の創造を目指しています。なお、同プランは令和 2 年（2022 年）4 月に改訂され 2050 年のカーボンニュートラル達成に向け、さらなる取組を進めています。さらに令和 4 年（2022 年）1 月には、鳥取県気候非常事態を宣言し、気候問題に関する危機感をあらわにしています。同年 3 月には「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」を改訂し、温室効果ガス削減目標を引き上げ、さらに取組を進めることとしています。

(イ) SDGs に関する考え方

SDGs（エスディージーズ）（Sustainable Development Goals）は、平成 27 年（2015 年）の国連サミットにおいて採択された国際社会全体の共通目標です。日本では、平成 28 年（2016 年）に SDGs 実施指針が策定され、自治体においても、各種計画、戦略の策定等に当たって SDGs の要素を最大限反映することを奨励するとともに、関係団体等との連携強化などにより、SDGs の達成に向けた取組を推進していくことが求められています。

本計画では、計画中で定める 5 つの基本目標と SDGs の目標との関連を明確にし、本計画の着実な実施により、SDGs の目標達成に取り組みます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



ロゴ：国連広報センター作成

(ウ) 地域脱炭素化促進事業について

令和 3 年（2021 年）6 月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 54 号。以下「改正地球温暖化対策推進法」という。）第 21 条第 5 項において、市町村は、地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定する場合、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めることとされています。

地域脱炭素化促進事業については、市域のゾーニングを行い、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）の設定、地域脱炭素化促進事業の目標等の計画について、有識者を含めた関係機関における協議会において策定する必要があること、促進区域の設定は、個別の再エネ事業の実施に先立ち、区域全体の再エネの導入目標等を踏まえながら、まちづくりの一環として区域全体を見渡し、どのようなエリアに再エネが導入されていくことが望ましいか、地域の自然的社会的条件を考慮した上で、土地利用、インフラのあり方も含め、長期的に望ましい姿を考えることが重要です。

よって、米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）としては計画の中で促進区域の設定は行わず、推進体制を含め、今後検討していくこととします。

(エ) 気候変動への適応について

地球温暖化の対策には、その原因物質である温室効果ガス排出量を削減する「緩和」と、気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する「適応」の二本柱があります。平成 30 年（2018 年）には、気候変動適応法が制定され、地方公共団体はその地域における自然的、経済的、社会的状況に応じた気候変動に関する施策を推進するよう努めることとされました。

近年、気候変動の影響によって、これまで体験したことのないような豪雨、台風等による自然災害や熱中症などが全国的に発生し、観測記録を更新するような異常気象が私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。こうした異常気象がさらに頻繁に発生したり、深刻化したりすることが懸念されており、悪影響を最小限に抑える「適応」が不可欠となっています。地球温暖化対策は、温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」だけでなく、既に起こっている気候変動の影響に対して、被害を回避・軽減していく「適応策」も、車の両輪の関係として、社会全体で取り組んでいく必要があります。また、気候変動の影響は地理的条件などの地域特性によって大きく異なるため、気候変動への適応については、地域の特性を十分に踏まえた上で取組を進めていきます。

緩和とは？

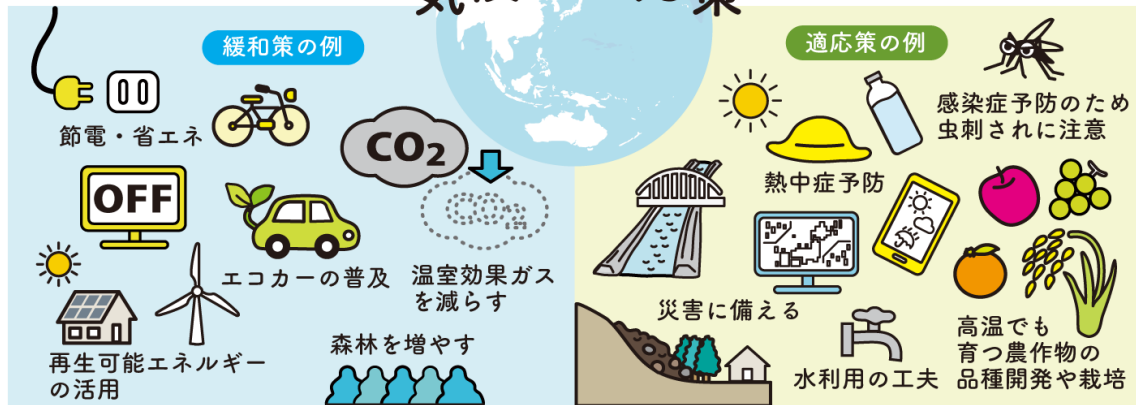
原因を少なく

2つの

気候変動対策

適応とは？

影響に備える



気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

▲ 緩和策と適応策（出典：気候変動適応情報プラットフォーム）

第2章 米子市の現状と課題

2-1：米子市の情勢

(1) 環境情勢

本市においては、平成 17 年（2005 年）に、環境の保全及び快適な環境を創造するため、市民、事業者及び行政の役割分担や連携により、健康で文化的な生活を営むことができる環境を確保し、これを確実に将来の世代に引き継ぐことを目的とする「米子市環境基本条例」を制定しました。また、市民の健康の保護及び快適な生活環境の確保を図ることを目的とする「米子市快適な生活環境の確保に関する条例」を議員提案により制定し、公共施設等に対する落書き及び放置自動車の対策を行っています。

平成 19 年（2007 年）3 月には、市民、事業者、土地所有者及び行政が協働して環境の美化を図り、住みよいまちづくりを推進することを目的とする「米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例」を制定し、空き缶等の投棄の禁止、飼い犬等のふんの放置対策を行っています。また、同条例に基づき、加茂川河口周辺環境美化推進区域の指定（平成 21 年（2009 年）10 月）、上淀廃寺跡・伯耆古代の丘公園周辺環境美化推進区域の指定（平成 24 年（2012 年）10 月）及び米子水鳥公園周辺環境美化推進区域の指定（平成 26 年（2014 年）12 月 1 日）を行いました。

平成 18 年（2006 年）9 月には、ごみ減量化の一層の推進、ごみ排出量に応じた費用負担の公平性・平等性の確保、ごみ処理経費に係る財源確保を目的で「米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の改正を行い、平成 19 年（2007 年）4 月からごみ処理の有料化を実施しています。

平成 24 年（2012 年）3 月には、自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまちとして、米子市の環境施策を長期的な視点から総合的・計画的に推進するための「第 1 次米子市環境基本計画（平成 23 年度（2011 年度）～令和 2 年度（2020 年度））」を策定（平成 28 年（2016 年）12 月中間見直し）しました。

平成 28 年（2016 年）7 月には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、「米子市役所地球温暖化対策実行計画（平成 28 年度（2016 年度）～令和 2 年度（2020 年度））」を策定し、温室効果ガス削減に取り組ました。引き続き率先して温室効果ガス削減に取り組むため、「第 2 次米子市役所地球温暖化対策実行計画（令和 3 年度（2021 年度）～令和 7 年度（2025 年度））」を令和 3 年（2021 年）3 月に策定しました。また、令和 3 年（2021 年）6 月に地球温暖化対策の推進に関する法律が一部改正され、令和 3 年（2021 年）10 月には国の「地球温暖化対策実行計画」が改正されたことに伴い、本市においても「地方公共団体実行計画（区域施策編）（令和 5 年度（2023 年度）～令和 12 年度（2030 年度））」を策定し、新たな温室効果ガス排出削減目標を設定しました。また、それらを踏まえて、「第 3 次米子市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（令和 5 年度（2023 年度）～令和 7 年度（2025 年度））」を策定し、令和 8 年度からは「第 4 次米子市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（令和 8 年度（2026 年度）～令和 12 年度（2030 年度））」の施行を予定しています。また、令和 4 年度（2022 年度）には環境省が選定する第 1 回「脱炭素先行地域」に選定さ

れ、米子市の公共施設等で使用する電力の相当量を再生可能エネルギーで賄うことを計画しています。

（２）地理的特性

米子市は、鳥取県の西端に位置し、島根県に隣接し、山陰のほぼ中央に位置しています。市政施行は、昭和２年（1927 年）であり、今年で 98 年目を迎えることとなりますが、平成 17 年（2005 年）3 月 31 日に隣接する「淀江町」との対等合併により現在の新「米子市」が誕生しました。

南東に中国地方最高峰の大山（だいせん）、北に日本海、西にコハクチョウ渡来南限地でラムサール条約登録の汽水湖としては日本で２番目の大きさの中海（なかうみ）があり、市内には皆生温泉を有するなど豊かな自然環境に恵まれた街です。

また、道路、鉄道、空港などの利便性も高く、古くから地域の交通結節点として、人の行き来が盛んな「山陰の商都」として栄えてきました。また、鳥取大学医学部附属病院をはじめ医療機関が充実していることが挙げられ、高齢者にも子育て世帯にもやさしい環境となっています。



● 位置

米子市加茂町一丁目 1 番地

東経：133 度 20 分

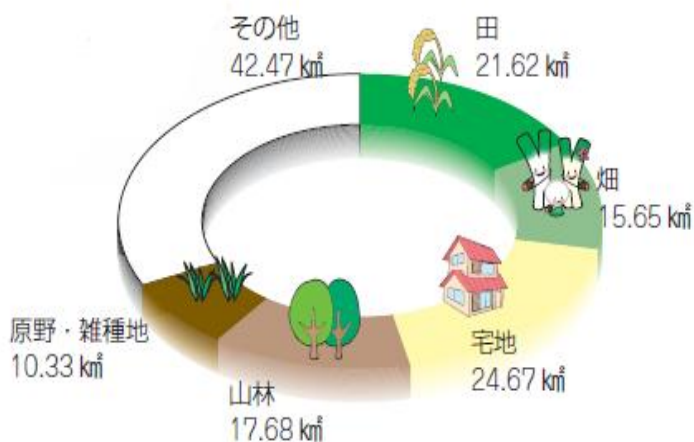
北緯：35 度 25 分

（出典:米子市市勢要覧）

（３）土地の利用状況

● 面積

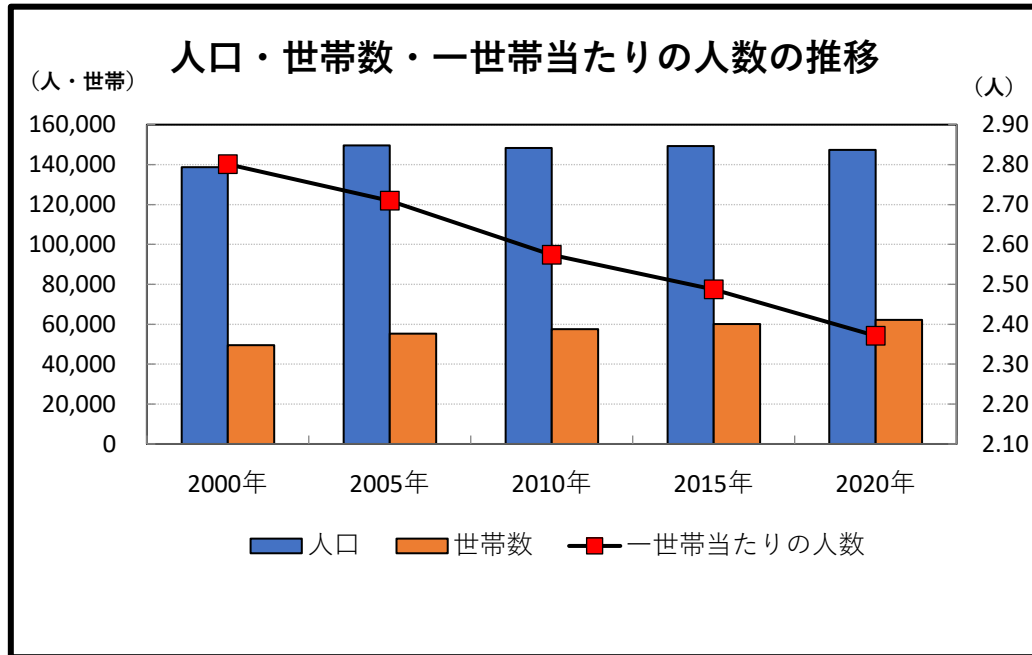
総面積	132.42km ²
田	21.62km ²
畑	15.65km ²
宅地	24.67km ²
山林	17.68km ²
原野・雑種地	10.33km ²
その他	42.47km ²



（出典:米子市市勢要覧）

(4) 人口・世帯数

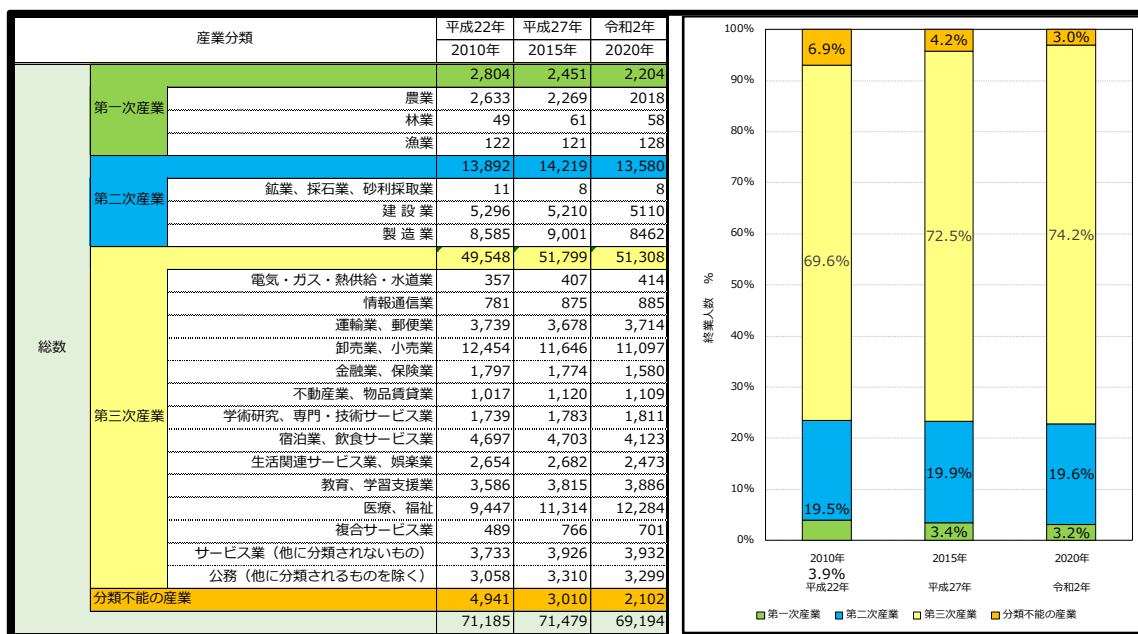
人口、世帯数ともに減少傾向にあり、令和2年（2020年）には147,317人、62,134世帯と
なっています。世帯数の減少率に比べて人口の減少率の方が大きいため、世帯当たりの人口
も減少傾向にあり、令和2年（2020年）には2.37人となっています。



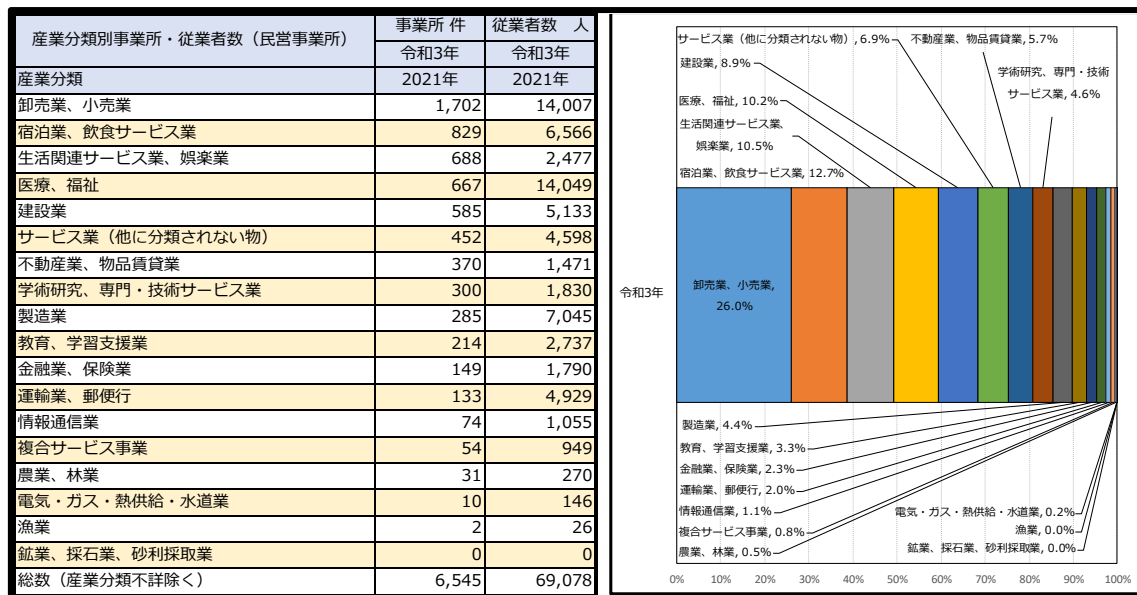
出典) 国勢調査

(5) 産業

米子市の令和2年(2020年)産業分類別就業者数では、第三次産業(サービス業)が74.2%を占めており、特に卸売業、小売業の就業者数がそのうち17.8%となっています。



出典) 国勢調査



出典) 経済センサス

2-2：米子市の環境に関する市民アンケート調査の結果

○本計画の策定に当たり、環境に対する市民意識や家庭における再エネ・省エネの取組状況等の変化を把握することを目的に市民アンケートを実施しました。

(1) アンケート調査概要

アンケートの実施概要は以下のとおりです。アンケートの対象者は市民と事業所に分けて実施しました。

	市民編	事業所編
調査期間	令和6年(2024年)12月1日～12月20日	
調査対象	米子市内居住の18歳以上の方から無作為に抽出	米子市内の企業から無作為に抽出
配布・回収方法	郵送による配布・回収	
配布数	3,000人	500社
回収数(回収率)	1,076人(35.9%)	142社(28.4%)

(2) アンケート結果

アンケート結果の主な内容は、以下のとおりです。地球温暖化のような世界規模のものから、ごみ捨てマナーのように私達の生活の身近な問題に至るものまで、広範囲に渡る様々な事柄に関心が示されていることが分かりました。

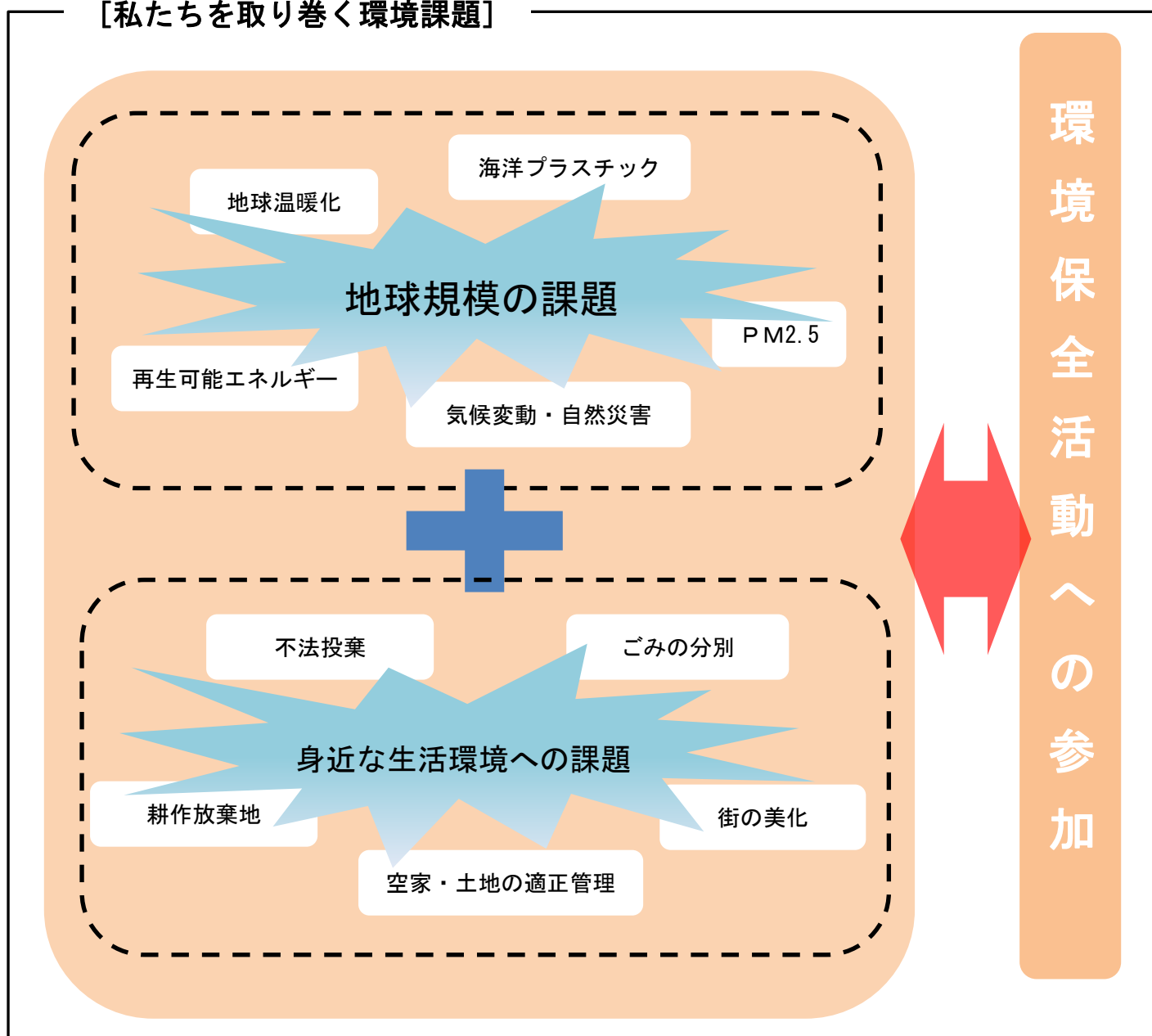
住環境と市民の満足度
市民の多くは、米子市に対して「住みやすい」または「やや住みやすい」と感じており、住みやすさに対する評価は高い。周辺環境に関しても、大多数が満足しており、特に「空気のきれいさ」を重要視する傾向が強い。 将来世代への環境遺産として「空気のきれいさ」の保持が優先されている。課題としては、家庭や公共空間における「ごみ出しやポイ捨て」のマナー改善を求める声が多く、環境美化に対する意識の向上が必要と考えられる。
市民の環境活動への参加意欲と実際の参加状況
市民の約6割が環境保全活動に積極的に参加したい意欲を持っているが、参加率としては4割程度の参加にとどまっているという結果が出ている。環境保全活動への参加意欲と実際の参加状況は相関関係があり、参加意欲が強いほど参加率も高くなる傾向があるため、参加意欲の階層別に参加を促進するための啓蒙活動や、参加しやすい活動内容の提示の検討が必要。例えば、健康上の理由で参加が難しい層も一定数存在し、体に負担をかけずに貢献できる活動の提案等が考えられる。

脱炭素化と気候変動への関心 市民の9割は「脱炭素化」という言葉を認知しているが、脱炭素化への意識は過去5年間で変化している。例えば、「生活の安定」が脱炭素化よりも優先されるようになり、脱炭素化を積極的に進めるべきだと考える人は減少した。特に若年層（特に30代）の関心が薄れていることが示唆されており、脱炭素化に対する啓蒙活動やその重要性の認識を深める必要がある。
再エネ・省エネの普及状況 LED照明や断熱住宅、太陽光発電などの再エネ・省エネ設備は、この5年間で普及が進んでいるものの、太陽光発電や蓄電池の導入率そのものは高くはない。鳥取スタイルPPAのPRなど、これらの設備普及を促進するための周知活動がさらに求められる。
事業者や行政に対する期待 事業者に対しては、公害対策や廃棄物の適正処理に加え、環境に配慮した製品の開発が求められている。しかし、以前よりも「地球環境に配慮した製品開発」の期待は減少しており、より現実的な環境保全活動への期待が高まっている。行政に対しては、自然環境の保全や包括的なアプローチを求める声がかえる
自由記述欄抜粋 市民は脱炭素社会の実現や再生可能エネルギー導入に関心がある一方で、例えば太陽光発電の設置に対する慎重な意見や環境への影響への懸念の声がある。循環型社会に向けてはごみ減量やプラスチック削減を求める声が強く、不法投棄への対策強化も要望されている。さらに、自然環境や生物多様性の保護が重要視され、農地保護や樹木伐採への声もあった。生活環境の向上に関しては、公園整備や水道水の安全性確保、交通インフラや空き家対策が求められており、環境保全活動の一環として青少年教育や市民の意識向上が重要視されている。また、環境の視点を離れた米子市の発展に向けては公共交通機関や道路整備、住みやすい環境づくりが求められ、行政への情報共有や透明性向上、様々な補助金創設の要望も多い。

2-3：米子市の環境課題

市民アンケートの結果を考察すると、環境問題への関心がこの5年間で低下しており、環境問題の啓蒙や脱炭素化の必要性を伝えることが必要と考えられます。地球規模の地球温暖化や気候変動に関するテーマから、空き家・土地の適正管理や、ゴミ出し、ポイ捨てのマナーについての改善要望まで、市民の環境意識は多種多様で広範囲に及んでいます。総じて環境問題に対する意識は高いものの、生活の安定が優先される傾向が強く、これを踏まえて環境保全活動や脱炭素化の推進を生活の一部として取り入れやすくするための施策が求められるといえます。

【私たちを取り巻く環境課題】



第3章 米子市の目指すべき姿

自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち

～みんなで守り、育み、伝える米子の環境～

本市は、碧輝く日本海を望み、秀峰大山を仰ぐ恵まれた環境を享受しながら、弓ヶ浜半島の基部に広がる中海圏域の中核都市として発展してきました。また、一級河川日野川やラムサール条約湿地として登録された中海とそこに生息する多様な野生動植物など、豊かで素晴らしい水辺環境を有しています。これら豊かな自然の恵みをはじめとする地域の環境は、先人から受け継いだかけがえのない市民の財産であり、私たちが健康で文化的な生活を営むために欠くことのできないものです。しかし、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型における社会経済活動の拡大や資源浪費型の生活形態は、私たちの生活の利便性を高める一方で、環境への負荷を急速に増加させ、身近な地域の自然環境や生活環境のみならず、すべての生物の生存基盤である地球環境にまで大きな影響を及ぼしていきます。

本市では、環境基本条例の制定（平成 17 年（2005 年）3 月）により、良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを決意し、更には、環境都市宣言（平成 18 年（2006 年）3 月）により、循環型社会を形成するために、住民、企業及び自治体が一体となり、環境先進都市を目指しています。

第 1 次計画では、本市の目指す環境像を「自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち～みんなで守り、育み、伝える米子の環境～」とし、本市の特色であり、かつ、宝でもある、豊かな自然を守り、将来の世代を担う子どもたちや未来の米子市民に、より良い環境を引き継いでいくことを目指しました。次の世代に、この素晴らしい環境を引き継いでいくことが、環境基本条例及び環境都市宣言の目的を達成することに繋がることから、第 2 次米子市環境基本計画においても、引き続き、上記環境像を掲げることとします。

なお、第 2 次米子市環境基本計画では、国や県の環境基本計画においても言及されている「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に取り組むこと、また、本市の上位計画となる「米子市まちづくりビジョン」の将来像である“住んで楽しいまちよなご”を環境面から支援していきます。

「第2次米子市まちづくりビジョン」

“住んで楽しいまち よなご”

環境面からの支援

自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち

～みんなで守り、育み、伝える米子の環境～

第2次米子市環境基本計画（条例：第8条）
兼 米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

【環境施策（条例：第4条）】

⇒環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策

●基本理念（条例：第3条）

- ・市、市民及び事業者が協働し、自然との共生や潤いのあるまちづくりを行い、持続的発展が可能な社会を目指し、地球環境を保全していく。

●基本方針（条例：第7条）

- ①市民の健康の保護、快適な生活環境の確保
- ②人と自然とのふれあい、生態系に配慮した自然環境の保全
- ③地域の特性を生かした景観の形成、自然・文化・産業等の調和の取れた快適な環境の創造
- ④資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物減量の推進
- ⑤地球環境保全に資する取組の推進

・「条例」＝米子市環境基本条例

3-2：第2次米子市環境基本計画における基本目標

米子市の目指す環境像である“自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち”を実現するために、第2次米子市環境基本計画に5つの基本目標を設定します。

また、この度の見直しに当たり、基本目標の一つである「低炭素社会」については、国が令和2年（2020年）10月に「2050年カーボンニュートラル宣言」を表明したことを受け、本市においても令和3年（2021年）2月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明したことから、「脱炭素社会」に変更することとし、令和32年（2050年）までにCO₂の排出量実質ゼロを目指します。

「第2次米子市環境基本計画」

“自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち”

①脱炭素社会

Point

気候変動に伴う自然災害等の危機感を共有し、本市の素晴らしい自然環境を次の世代へつなげるため、温室効果ガスの排出を実質ゼロにする社会を目指します。

②循環型社会

Point

4R（Refuse：断る、Reduce：減らす、Reuse：繰り返し使う、Recycle：再生利用する）の推進や食品ロスの削減等を行い、持続可能な消費と生産の社会を目指します。

③自然共生社会

Point

本市の豊かな自然・生態系を保全することにより、多種多様な野生動植物の生息環境を保全すると共に、自然環境が有する機能を保持し災害を防ぐことのできる、緑あふれる社会を目指します。

④安全・安心社会

Point

公害の防止等を図ることによる生活環境の保全や、街の美化に取り組むことによる美しいまちづくりを進め、安全で安心して暮らせる社会を目指します。

⑤環境保全社会

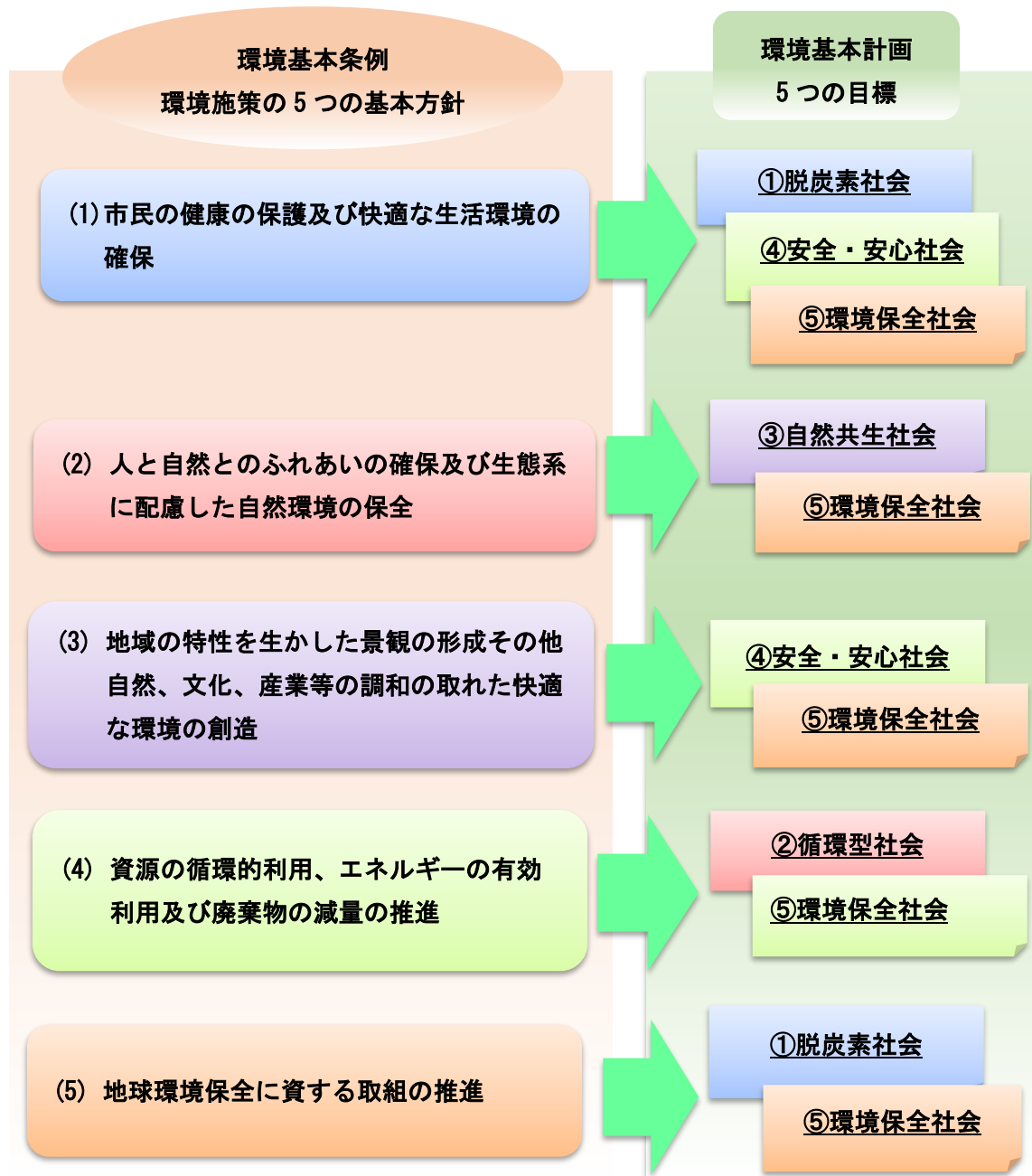
Point

環境学習や環境保全活動を推進することにより、個々人の環境に対する意識を向上することのできる社会を目指します。

※この5つの基本目標は、国（第六次環境基本計画）や県（令和新時代とっとり環境アクションプラン：第3次鳥取県環境基本計画）の環境基本計画を踏まえた上で、米子市環境基本条例で定める基本理念（第3条）及び基本方針（第7条）に基づき定めています。

3-3：基本方針と基本目標との関係

米子市環境基本条例第7条で規定する環境施策の5つの基本方針と本計画で定める5つの目標との関係は以下のとおりです。



< 米子市環境基本条例 >

●環境施策の基本方針 第7条

⇒市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、基本方針に基づき、施策相互の連携を図るとともに、これを総合的かつ計画的に推進する。

3-4：市、市民及び事業者の責務と役割

第2次米子市環境基本計画における各施策を計画的かつ効果的に推進するためには、市民（個人・NPO法人・市民活動団体等）、事業者、市それぞれにおける自発的な行動と、連携・協力が必要となります。各主体には以下のような役割が求められます。

（1）市民の役割

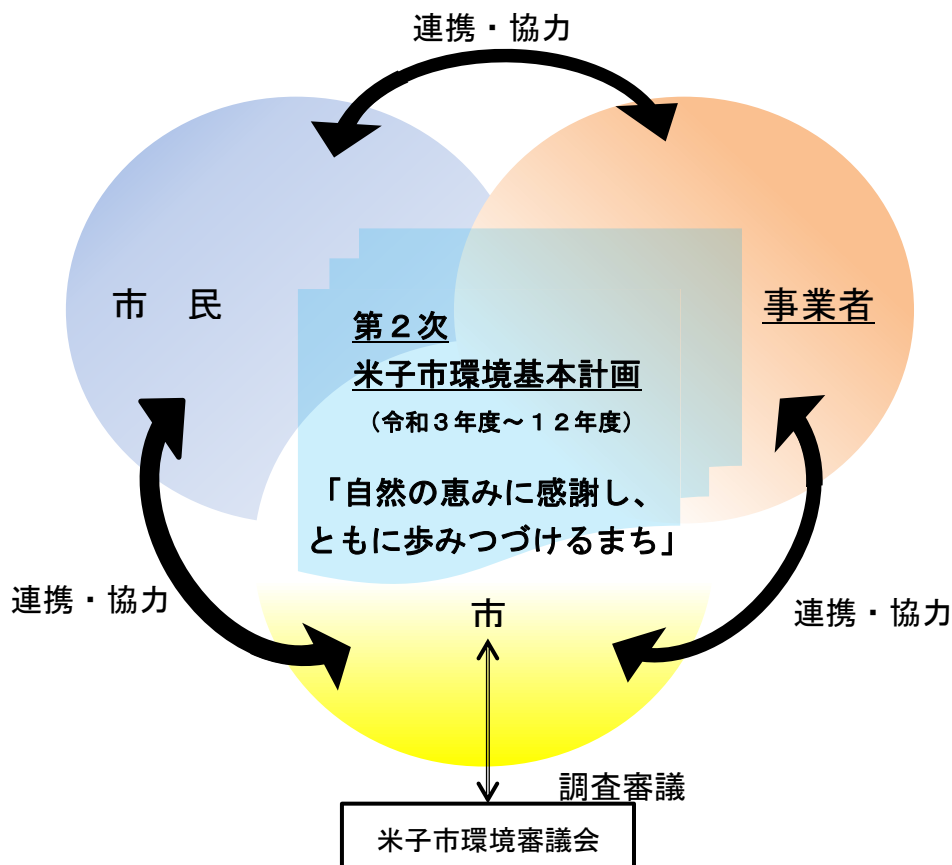
市民は、地球温暖化問題について理解を深めるとともに、日常生活の様々な場面において、CO2 排出量の削減に向けて行動します。また、行政や地域社会等の実施する地球温暖化対策活動へ積極的に参加します。

（2）事業者の役割

事業者は、事業活動において、省エネルギー化を実践するとともに、事業活動によって発生する CO2 排出量の削減を図ります。また、従業員への環境教育を推進します。

（3）本市の役割

本市は、地球温暖化対策を推進していくために、市民・事業者と協働し、CO2 排出量の削減に向けた取組を行います。また、市有施設を対象とした再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化の推進に率先して取組ます。



＜米子市環境基本条例＞

●市の責務・役割（第4条）

- ・環境施策の実施　・市民及び事業者の取組への支援

●市民の責務・役割（第5条）

- ・環境負荷の低減への取組　・市及び事業者の活動への協力

●事業者の責務・役割（第6条）

- ・事業活動に伴う公害防止　・環境負荷の低減への取組　・市及び市民の活動への協力

●市による推進体制の整備（第16条）

- ・市民及び事業者と連携し、環境施策を計画的、効果的に推進するための体制整備

●環境審議会の設置（第19条）

- ・環境基本計画に関する事項の調査審議

第4章 具体的施策の内容

4-1：第2次米子市環境基本計画における基本目標と施策の柱

第2次計画においては、5つの基本目標を達成するために12の施策の柱を設定します。これらの施策は、市民・事業者アンケートの意見等を参考に、本市で必要と考える施策を設定したものです。また、各目標とSDGsとの関連を以下のとおり整理します。

「第2次米子市環境基本計画」

“ 自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち ”

①脱炭素社会



- ①-1：省エネルギー化の推進
- ①-2：再生可能エネルギーの導入推進
- ①-3：気候変動適応策の推進

※施策の柱

②循環型社会



- ②-1：4Rの推進
- ②-2：食品ロスの削減
- ②-3：廃棄物の適正処理

③自然共生社会



- ③-1：森林・農地・湿地・海の適切な利用
- ③-2：生態系の保全

④安全・安心社会



- ④-1：生活環境の保全
- ④-2：美しいまちづくりの推進

⑤環境保全社会



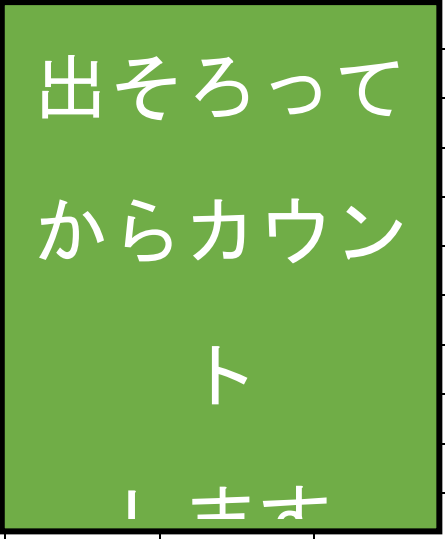
- ⑤-1：環境学習の推進
- ⑤-2：環境活動の協働

4－2：施策の柱ごとの個別施策

各施策の柱ごとに個別施策を設定し、基本目標の達成を実現します。更に個別施策は、重点施策（※）とその他施策に分類し、各施策の位置付けを明確にします。

なお、各個別施策は、設定された施策の柱にとどまらず、他の施策の柱に関連するものもあり、一つの個別施策が、複数の施策の柱を支えるものとなっています。

※重点施策・・・米子市の上位計画であるまちづくりビジョンの主な取組で位置付けられた施策、担当課において重要な施策として位置付けているもの。

基本目標	施策の柱	個別施策		
		重点 施策	その他 施策	区 域 施 策 編
①脱炭素社会	①－１ 省エネルギー化の推進			
	①－２ 再生可能エネルギーの導入推進			
	①－３ 気候変動適応策の推進			
②循環型社会	②－１ ４Ｒの推進			
	②－２ 食品ロスの削減			
	②－３ 廃棄物の適正処理			
③自然共生社会	③－１ 森林・農地・湿地・海の適切な利用			
	③－２ 生態系の保全			
④安心・安全社会	④－１ 生活環境の保全			
	④－２ 美しいまちづくりの推進			
⑤環境保全社会	⑤－１ 環境学習の推進			
	⑤－２ 環境活動の協働	4	3	2

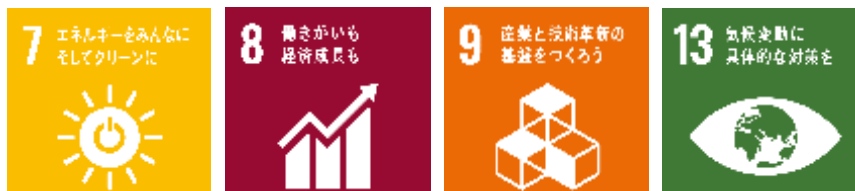
4－3：温対法第21条第3項に関する事項

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）では、自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として掲げるべき第1号から第4号までの内容について、本計画との関係を次のように定めています。

地球温暖化対策推進法		基本目標	基本の柱
第1号	太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項	1 「脱炭素社会」	①－２ 再生可能エネルギーの導入促進

第 2 号	その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関する事項	1 「脱炭素社会」	①－ 1 省エネルギー化の推進
			①－ 3 気候変動適応策の推進
第 3 号	都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項	3 「自然共生社会」	③－ 1 森林・農地・湿地・海の適切な利用
			③－ 2 生態系の保全
		4 「安全・安心社会」	④－ 1 生活環境の保全
			④－ 2 美しいまちづくりの推進
		5 「環境保全社会」	⑤－ 1 環境学習の推進
			⑤－ 2 環境活動の協働
第 4 号	その区域内における廃棄物等の発生の抑制の促進その他の循環型社会の形成に関する事項	2 「循環型社会」	②－ 1 4 R の推進
			②－ 2 食品ロスの削減
			②－ 3 廃棄物の適性処理

4-4：基本目標①「脱炭素社会」



気候変動に伴う自然災害等の危機感を共有し、本市の素晴らしい自然環境を次の世代へつなげるため、温室効果ガスの排出を実質ゼロにする社会を目指します。

(1) 米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

(ア) 脱炭素社会の実現

本市では脱炭素に関わる目標について述べている本章を、米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の中核部分としても位置付けており、施策を推進することで米子市域の CO₂ 排出量を削減し、脱炭素社会の実現に向けた施策を推進していきます。

(イ) 他の基本目標との関係

なお、米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）としては、本章の内容のみにとどまらず、第 2 次米子市環境基本計画中の他の基本目標とも密接に関係しており、相互に補完しながら環境に関する目標を推進していきます。

(ウ) 削減対象とする温室効果ガス

米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に定められている 7 種類の温室効果ガスのうち、日本では CO₂ が全体の 9 割以上を占めること、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化の推進等により、市民や事業者の取組によって削減が可能であることから、CO₂ のみを対象とします。

温室効果ガスの種類		主な排出活動
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用

(エ) 対象範囲

米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、市域全体を対象とし、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門及び廃棄物部門ごとに CO₂ の排出量を環境省の提供する「自治体排出量カルテ」により把握します。

部 門	対 象
産 業 部 門	製造業、建設業・鉱業、農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
業務その他部門	事務所・ビル、商業・サービス業施設等におけるエネルギー消費に伴う排出
家 庭 部 門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出 ※自家用自動車からの排出は運輸部門で計上
運 輸 部 門	自動車、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出
廃 棄 物 部 門	一般廃棄物の焼却に伴う排出

（２）二酸化炭素排出量削減に関する情勢

平成 27 年（2015 年）にパリで開かれた気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP 21）において、令和 2 年（2020 年）以降の気候変動問題に関する国際的な枠組み「パリ協定」が合意されました。パリ協定では、世界全体で取り組む目標として、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすること」、「21 世紀後半には、温室効果ガス排出量と（森林などによる）吸収量のバランスをとること」が掲げられています。

国は、上記のパリ協定や科学的知見（IPCC¹による第 5 次評価報告書）などを踏まえ、平成 28 年（2016 年）に「地球温暖化対策計画」を策定しました。また、令和 2 年（2020 年）10 月の第 203 回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説においては、「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロとし、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されました。令和 3 年（2021 年）には、2050 年カーボンニュートラルの実現に向け「地球温暖化対策計画」では、「令和 12 年度（2030 年度）において、温室効果ガスを平成 25 年度（2013 年度）から 46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」ことを目標としました。

鳥取県では、令和 2 年（2020 年）1 月に、長期的な目標として令和 32 年度（2050 年）の二酸化炭素（以下 CO₂）排出実質ゼロを目指すことを表明し、令和 4 年（2022 年）改訂の「令和新時代環境イニシアティブプラン」において、脱炭素化に向けた取組を示しています。例えば、令和元年（2019 年）12 月には「再エネ 100 宣言 RE Action」のアンバサダーに就任しており、率先して脱炭素に向けた取組を推進するとともに、脱炭素経営による企業価値向上に取り組む企業や団体等を支援するとしています。

本市では、平成 23 年（2011 年）に策定した第 1 次米子市環境基本計画において、市域から排出される CO₂ の目標値を定め、再生可能エネルギーの導入支援や省エネ行動の促進を図るための啓発等に取り組んできました。市域から排出される CO₂ 排出量の推移（図 1）では、平成 28 年度（2016 年度）から CO₂ 排出量は減少傾向にあります。令和 2 年度（2020 年度）、令和 3 年度（2021 年度）のコロナ禍による経済活動の停滞による特異的な減少を除けば、平成 27 年度（2015 年度）以降の市域における CO₂ 排出量は減少基調にあると言えます。

しかしながら令和 6 年度（2024 年度）に実施した市民アンケートでは、「脱炭素化の取組に対する感じ方について」に対する回答で「最も優先的に取り組む問題の一つである」と回答された方の割合は、前回（平成 31 年度/令和元年度）の 7 割から 3 割に減り、一方で「重要な取組とは思いますが、他にもっと大切な問題がある」と答えた方が 3 割から 4 割に増えました。このように、環境問題に対する捉え方が変化したことが伺えます。

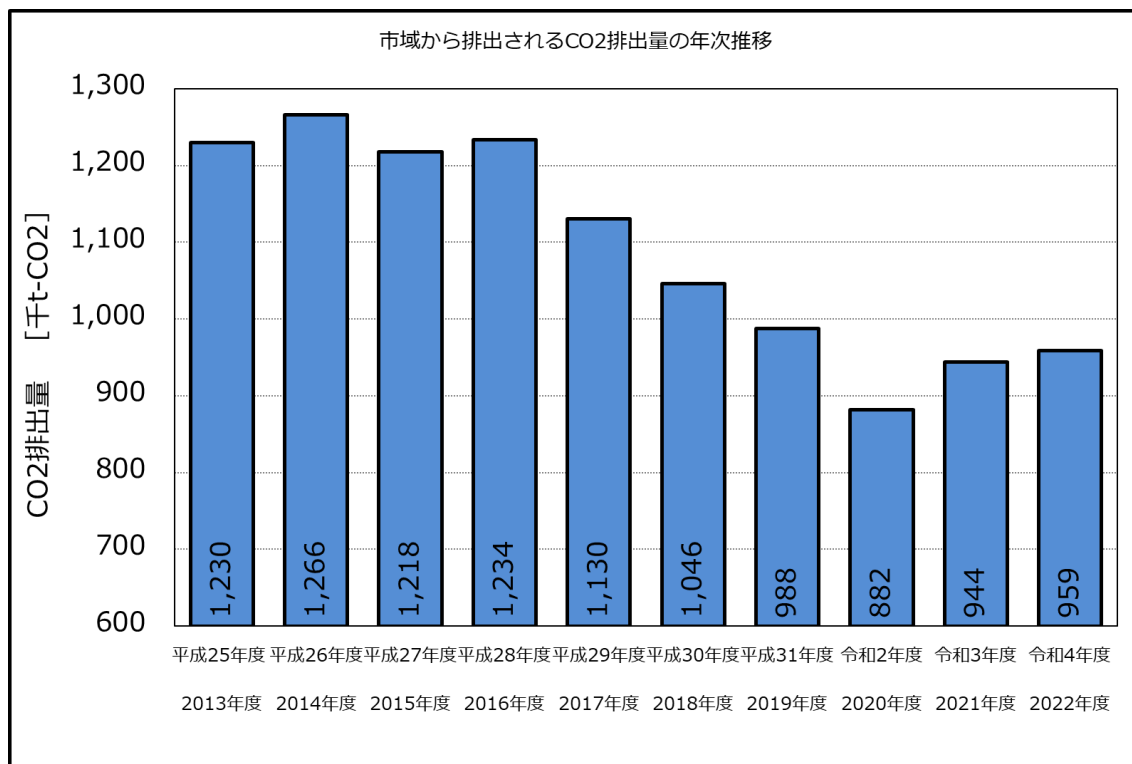
本市においては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成 28 年（2016 年）7 月

に「米子市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（平成 28 年度（2016 年度）～令和 2 年度（2020 年度））」を策定し、温室効果ガス削減に取り組ました。引き続き、率先して温室効果ガス削減に取り組むため、令和 3 年（2021 年）に第 2 次計画（令和 3 年度（2021 年度）～令和 7 年度（2025 年度））を策定しました。また、令和 8 年度からは第 3 次計画（令和 8 年度（2026 年度）～令和 12 年度（2030 年度））が施行予定です。

一方で、国は、温室効果ガスの排出削減（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）は両輪であるとし、気候変動適応法が平成 30 年（2018 年）6 月に公布されました。同法に基づき、国は気候変動適応計画を策定し、各分野（①農林水産業、②水環境・水資源、③自然生態系、④自然災害、⑤健康、⑥産業・経済活動、⑦国民生活）における効果的な適応策を推進することとしています。

また、令和 2 年（2020 年）6 月に閣議決定された、「環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」（令和 2 年版）においては、地球温暖化に伴い、国内外で深刻な気象災害が多発し、そのリスクが更に高まることが予測されるとして、単なる気候変動ではなく「気候危機」であることを初めて明記しました。

さらに、令和 4 年（2022 年）には当市は環境省による脱炭素先行地域に選定され、脱炭素をめぐる取組をさらに加速しています。これを受け、令和 5 年 3 月（2023 年）には米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、地域としての米子市について脱炭素施策の方向性を示しました。



出典）環境省 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援サイト

（図 1）市域から排出される CO2 排出量の年次推移

(3) 二酸化炭素排出量の現状と削減目標

二酸化炭素排出量目標については、米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）制定時の考え方に基づき、平成 31 年度/令和元年度（2019 年度）を現状年として将来の排出目標を定めています。

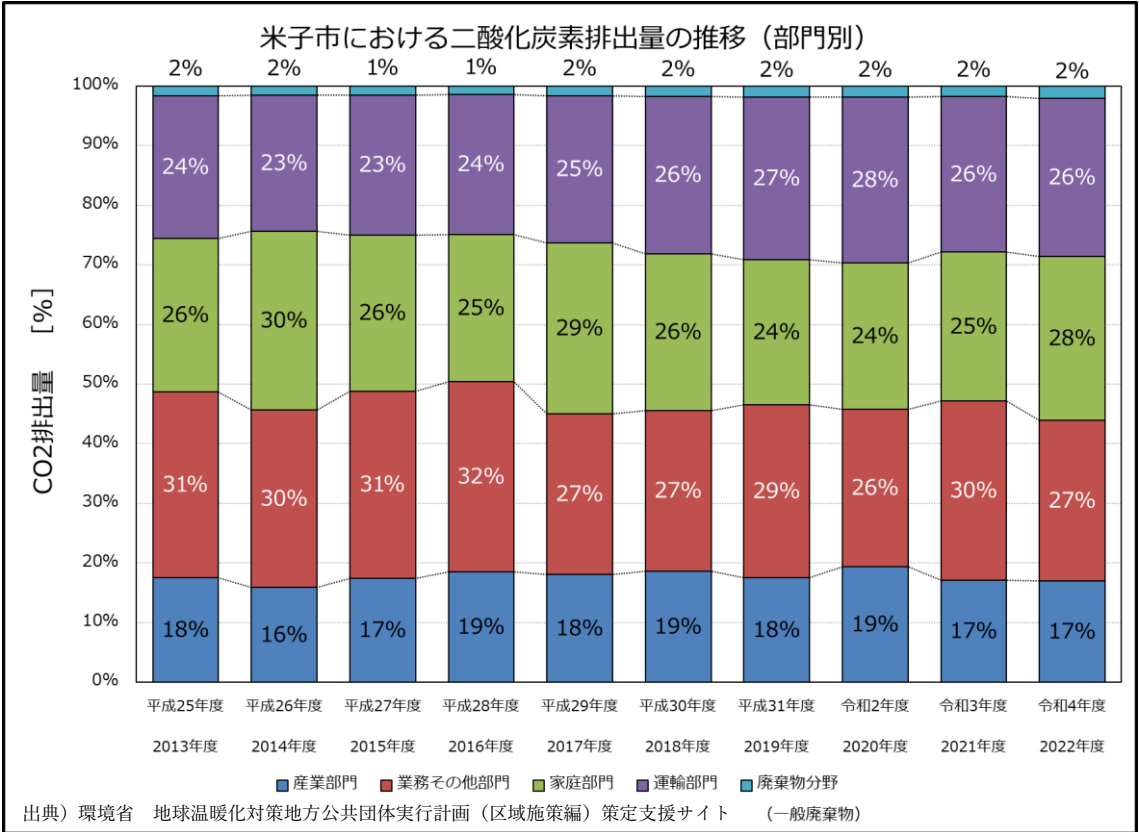
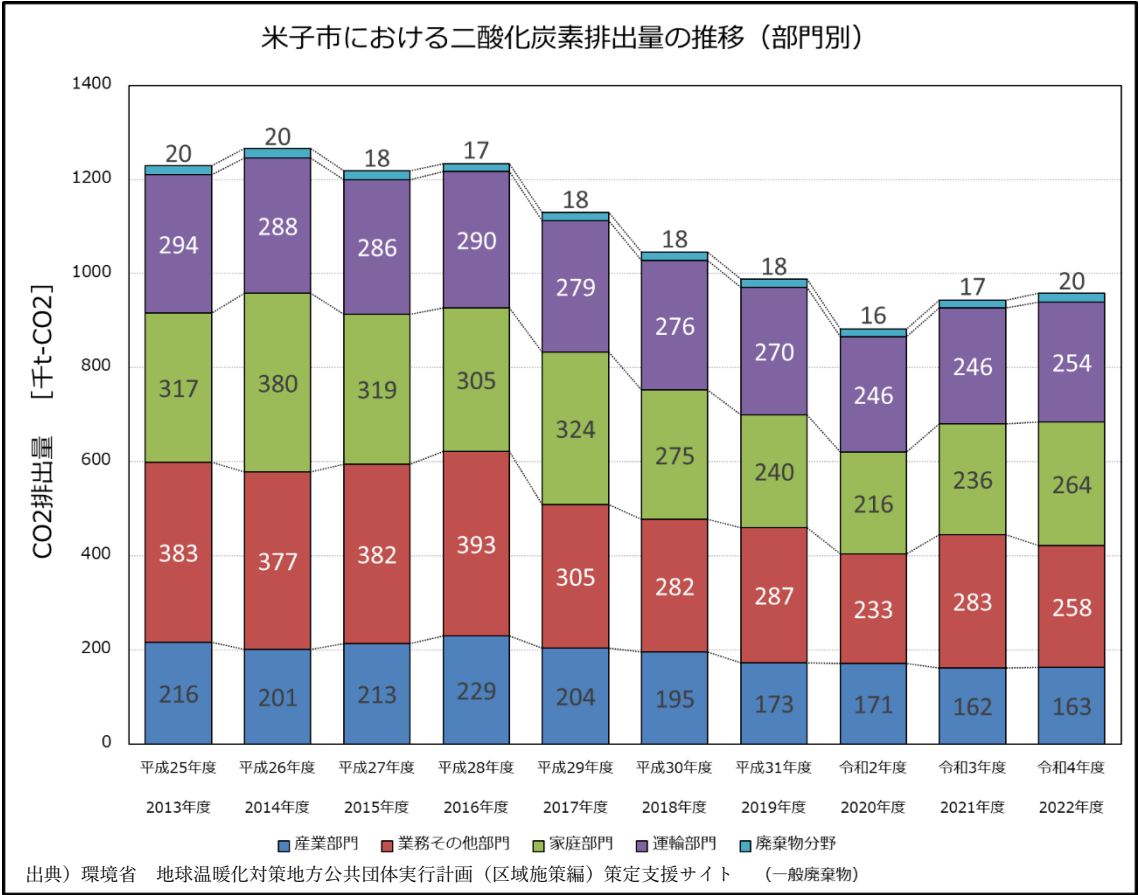
(ア) 二酸化炭素排出量の推移

米子市の CO₂ の排出量は、基準年度である平成 25 年度（2013 年度）の 1,230 千 t-CO₂ から減少傾向にあり、平成 31 年度/令和元年度（2019 年度）の CO₂ 排出量は 988 千 t-CO₂ となり、平成 25 年度（2013 年度比）で 19.7%減少となっています。

平成 31 年度/令和元年度（2019 年度）の部門別の排出構成を見ると、民生部門が 53.3%と市域の CO₂ 排出量の半分以上を占めており、次いで運輸部門が 27.3%、産業部門が 17.5%、廃棄物部門が 1.8%となっています。

年度	産業部門	民生部門	運輸部門	廃棄物部門	合計
平成 25 年度 (2013 年度年度)	216	700	294	20	1,230
平成 26 年度 (2014 年度年度)	201	757	288	20	1,266
平成 27 年度 (2015 年度)	213	701	286	18	1,218
平成 28 年度 (2016 年度)	229	698	290	17	1,234
平成 29 年度 (2017 年度)	204	629	279	18	1,130
平成 30 年度 (2018 年度)	195	557	276	18	1,046
平成 31 年度/令和元年度 (2019 年度)	173	527	270	18	988
令和 2 年度 (2020 年度)	171	449	246	16	882
令和 3 年度 (2021 年度)	162	519	246	17	944
令和 4 年度 (2022 年度)	163	522	254	20	959

出典）環境省 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援サイト

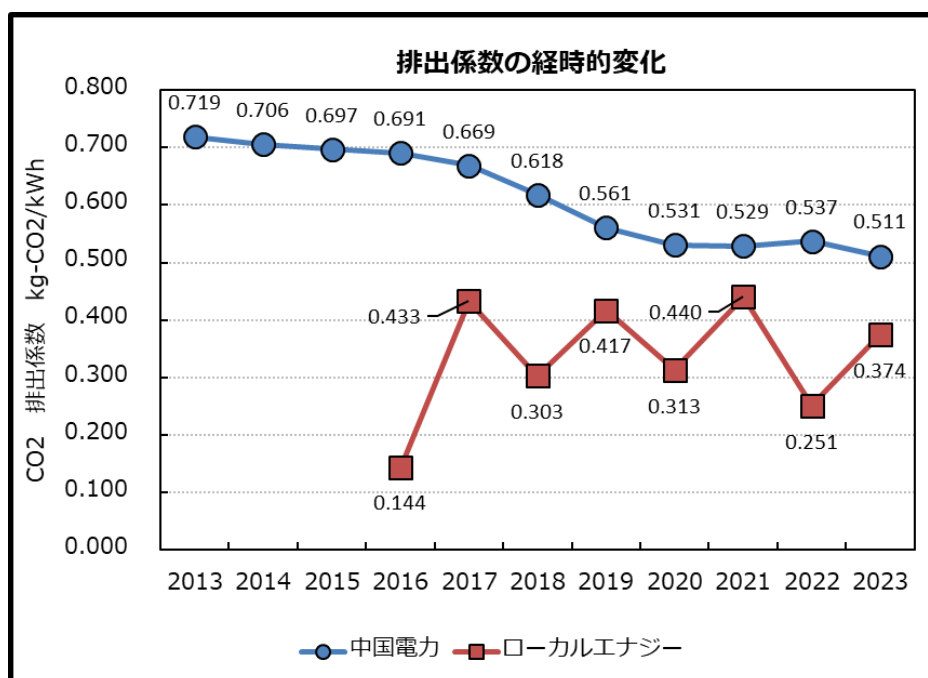


市域全体の CO2 排出量の 98%以上を占める主要 3 部門（産業部門、民生部門、運輸部門）の増減状況を見ると、平成 25 年度（2013 年度）から各年で減少傾向にあります。減少の要因としては、各部門における省エネが進んでいることに加えて、電気の排出係数が低減していることも影響しているものと考えられます。

使用電力における CO₂ 排出係数

電気の排出係数は、電気事業者が一定の電気を作り出す際に排出した CO₂ の量を表す指標です。火力発電は化石燃料を燃やして発電するため、火力発電の割合が高くなると排出係数の値は大きくなります。

$$\text{CO}_2\text{排出量(kg)} = \text{使用電力量(kWh)} \times \text{排出係数(kg-CO}_2\text{/kWh)}$$



出典) 環境 算定方法・排出係数一覧

(イ) 二酸化炭素排出量の将来推計

本市内から排出される温室効果ガス（CO₂）についての削減目標を検討するため、地球温暖化防止に向けて、今後追加的な対策を見込まない場合における令和 12 年度（2030 年度）の二酸化炭素排出量を推計しました。

BAU（現状趨勢）ケース（※3）では、温室効果ガス排出量は平成 25 年度（2013 年度）と比較すると、令和 12 年度（2030 年度）には約 30 万 t-CO₂ 減少しますが、平成 31 年度/令和元年度（2019 年度）と比較するとほぼ横這いで推移する見通しです。

平成 31 年度/令和元年度（2019 年度）の市域の CO₂ 排出量は、市民や事業者の省エネに関する取組が進んだことなどによって、平成 25 年度（2013 年度）比で 19.27%の削減となっています。しかし、BAU ケースで推計されるとおり、今後さらなる CO₂ 排出量の削減に取り組んでいかなければなりません。そのため、近年の国内の動向を踏まえた新たな削減目標を設定します。

※3 BAU: Business as usual の略。特段の対策を行うことなく自然体で推移した場合をいう。

単位：t-CO₂

部門等	2013年度	2019年度	2025年度（現状趨勢ケース）		2030年度（現状趨勢ケース）	
	排出量	排出量	排出量	基準年度比増減	排出量	基準年度比増減
エネルギー起源二酸化炭素	1,210,000	970,000	974,935	▲19.43%	965,359	▲20.22%
産業部門	216,000	173,000	173,880	▲19.50%	172,172	▲20.29%
業務その他部門	383,000	287,000	288,460	▲24.68%	285,627	▲25.42%
家庭部門	317,000	240,000	241,221	▲23.91%	238,852	▲24.65%
運輸部門	294,000	270,000	271,374	▲7.70%	268,708	▲8.60%
非エネルギー起源二酸化炭素	20,000	18,000	18,092	▲9.54%	17,914	▲10.43%
合計	1,230,000	988,000	993,027	▲19.27%	983,273	▲20.06%

▲温室効果ガスの将来推計

※環境省の提供する「区域施策編 目標設定・進捗管理支援ツール」により推計

(ウ) 削減目標

国においては、令和 2 年 10 月に当時の菅内閣総理大臣が「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」と宣言し、続く令和 3 年（2021 年）10 月には 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け「地球温暖化対策計画」において「2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」ことを目標としました。本計画における削減目標の設定に当たっては、国の「地球温暖化対策計画」の削減目標と整合性を図るものとして設定します。

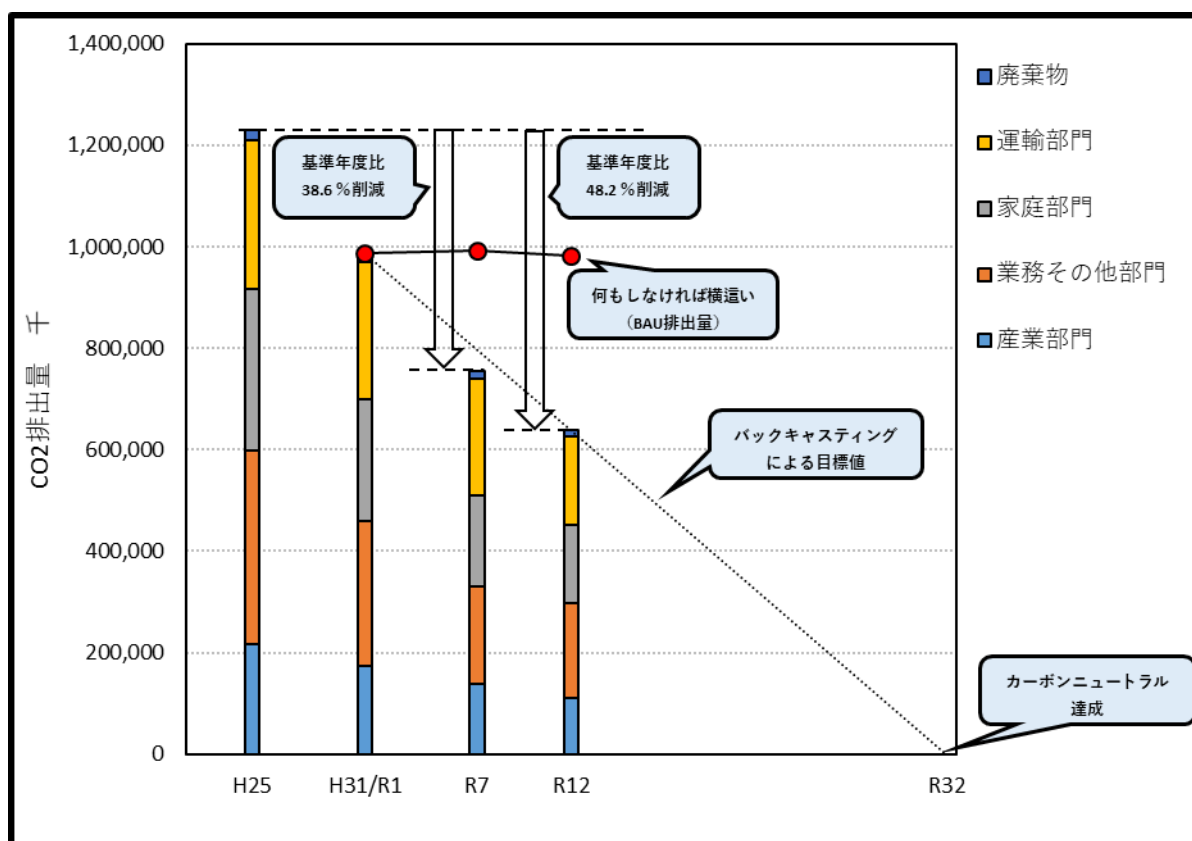
本計画においては、中間年度を令和 7 年度（2025 年度）、目標年度を令和 12 年度（2030 年度）、長期目標年度を令和 32 年度（2050 年度）とし、長期目標である令和 32 年度（2050 年度）に温室効果ガス（CO₂）排出量をカーボンニュートラルとし、中間年度及び目標年度の目標値をバックキャスティング（※4）を基本として、将来的な人口推計値や BAU 推計

値を基に環境省の提供する「区域施策編 目標設定・進捗管理支援ツール」により、数値目標を設定します。なお、今後計画の進捗を図る中で、必要に応じて目標値の見直しを行うこととします。

※4 バックキャスティング：最初に目標とする未来像を描き、次にその未来像を実現するための道筋を未来から現在へさかのぼって記述するシナリオ作成手法のこと。

単位：t-CO₂

部門等	2013年度	2019年度	2025年度（中間年度）		2030年度（目標年度）	
	排出量	排出量	排出量	基準年度比増減	排出量	基準年度比増減
エネルギー起源二酸化炭素	1,210,000	970,000	740,353	▲38.81%	626,262	▲48.24%
産業部門	216,000	173,000	137,323	▲36.42%	111,613	▲48.33%
業務その他部門	383,000	287,000	192,131	▲49.84%	185,616	▲51.54%
家庭部門	317,000	240,000	180,581	▲43.03%	154,839	▲51.15%
運輸部門	294,000	270,000	230,318	▲21.66%	174,194	▲40.75%
非エネルギー起源二酸化炭素	20,000	18,000	14,727	▲26.37%	11,613	▲41.94%
合計	1,230,000	988,000	755,080	▲38.61%	637,875	▲48.14%



※環境省の提供する「区域施策編 目標設定・進捗管理支援ツール」により設定

削減目標	
令和 7 年度（2025 年度） （中間年度）	2013（平成 25）年度比で 38%以上削減
令和 12 年度（2030 年） （目標年度）	2013（平成 25）年度比で 48%以上削減

(4) 基本目標達成における主な指標

#	主な指標	基準年 (令和元年度)	中間指標値 (令和7年度)	指標値 (令和12年度)
1-1	市域から排出される CO2 排出量 (千 t- CO2) (※1)	1,230 (※2) 平成 25 年度実績	755 平成 25 年度比 39% 削減	638 平成 25 年度比 48% 削減
1-2	市有施設から排出さ れる CO2 排出量 (t- CO2) (※3)	14,611 (※4) 平成 25 年度比 44% 削減	8135 平成 25 年度比 69% 削減	0 平成 25 年度比 100% 削減
1-3	ため池ハザードマッ プの作成 (※5)	4 箇所	39 箇所	
1-4	区域の消費電力に対 する再生可能エネル ギー導入比	18%	40%	60%
1-5	PPA (※6) モデル 契約件数	0 件	—	
1-6	オフサイト型非 FIT 太陽光発電導入量	0kW	—	8,000kW
1-7	EV の公用車導入台数	3 台	6 台	9 台
1-8	ノーマイカー運動へ の参加人数	1,500 人	1,750 人	2,000 人

※1. 各家庭、事業所や公共施設等の米子市全域から排出される CO2 排出量を意味します。
なお、数値は環境省が公表している「部門別 CO2 排出量の現況推計」を使用し、この推計
は公表時点から2年前のデータが最新となります。

※2. 計画策定当時の値。

※3. 例えば、市役所本庁舎や市立小中学校等の施設が対象となります。

※4. 計画策定当時の値。なお、数値は「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基
づき、市が算出したものを使用します。

※5. 市内の農業用ため池70箇所の内、下流域に住居等があるため池を防災重点ため池と
して指定しています。

※6. 太陽光発電設備を所有、管理を行う会社（PPA 事業者）が、施設所有者の敷地や屋根
などのスペースに設置した太陽光発電システムで発電した電力を、その施設の電力使用者
へ有償提供する仕組み。

【指標設定理由】

・1-1：(3)(ウ)の考え方で設定しました。なお、第2次米子市環境基本計画と米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の目標値を比較すると、米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）のほうが厳しい目標を設定します。これは両計画の策定時の情勢の変化を受けたもので、今回の見直しのタイミングで第2次米子市環境基本計画の目標を米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）側に統一しました。

・1-2：本市の事務事業におけるCO₂排出量は、2030年度に0（100%削減）と設定し、逆算して中間年度の目標値を設定しています。上記同様に、第3次米子市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の目標に統一しています。

・1-3：今までに経験のしたことのない大型台風やゲリラ豪雨、大規模地震等による災害が多く発生していることから、ハザードマップの作成によりため池決壊などに対する地域防災の意識向上を図るとともに、ため池が決壊する恐れのある場合又はため池が決壊した場合に迅速かつ安全に避難することを図ります。

・1-4：自治体再エネ情報カルテに記載されている区域の消費電力に対する再生エネルギー導入比を設定しています。今後、脱炭素先行地域の取組が加速度的に進んでいき、再生可能エネルギーの導入量が増加していくことを見込んで、目標年度令和12年度（2030年）は現状値の3倍である60%としました。

・1-5：脱炭素先行地域づくり事業および鳥取スタイル PPA の取組による契約数を指標としています。それぞれの目標値を合算して本計画の目標値としています。

・1-6：脱炭素先行地域づくり事業中で掲げている、荒廃した農地に設置する太陽光パネル設置規模と同数値としています。

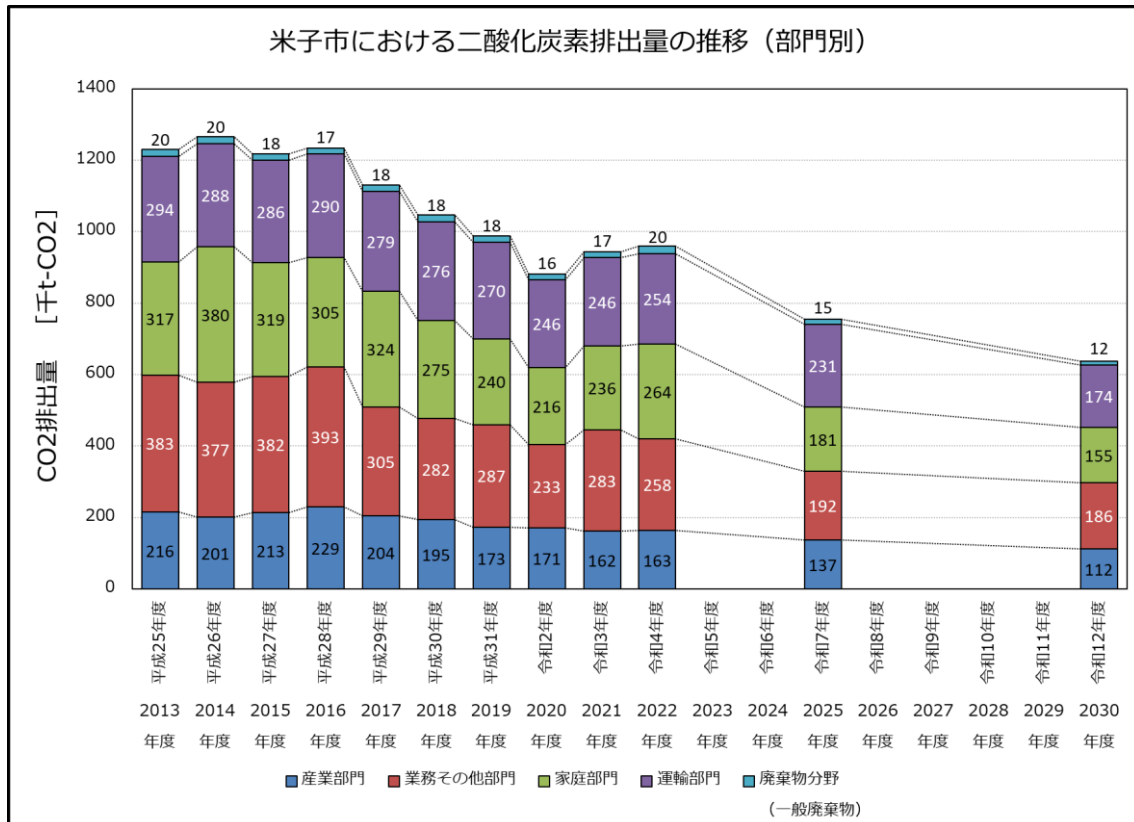
・1-7：導入ペースを3台/5年として設定しています。

・1-8：ノーマイカー運動への参加者を年間50人の増とおいています。

（5）基本目標達成に向けての課題

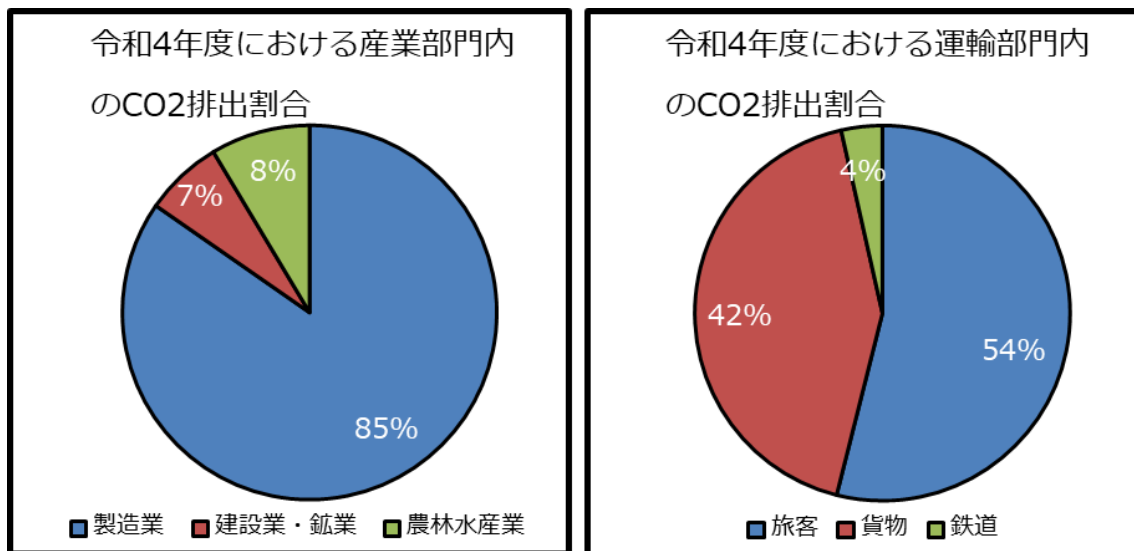
CO₂排出量を現在（最新のデータである令和4年度（2022年度））と令和7年度（2025年度）の目標値と比較すると、204（千t-CO₂）の差があります。令和4年度（2022年度）のCO₂排出量の構成比は、大きい順に「家庭」部門、「業務その他」部門、「運輸」部門、「産業」部門、「廃棄物分野」と並びます。（図3）。さらに「運輸」部門の内訳は、「旅客自動車」、「貨物自動車」が、「産業」部門では「製造業」が多くの割合を占めています（図4）。これらのCO₂排出量の多い部門や業種を中心として、施策を検討する必要があります。米子市では、県と協力して太陽光発電システム導入補助「鳥取スタイル PPA」や、「省エネお助け隊」による事業者向けの節電施策のPRを行っています。

広島地方気象台が平成31年（2019年）1月に公表した「中国地方の気候変動2017」によると、鳥取県の年平均気温は「上昇している」と評価されており、気候変動への適応策が必要だと考えられます。



(図3) 平成29年度(2017年度)のCO2排出量の構成比

(出典：環境省「部門別CO2排出量の現況推計」)



(図4)「産業」部門(左図)及び「運輸」部門(右図)の内訳

(出典：環境省「部門別CO2排出量の現況推計」)

(6) 基本目標達成のための施策の柱

<①-1：省エネルギー化の推進>

○使用するエネルギー量を減らすことで、CO2 削減に取り組む。

<①-2：再生可能エネルギーの導入推進>

○CO2 排出量の少ない太陽光やバイオマスといった再生可能エネルギーの導入を推進します。

<①-3：気候変動適応策の推進>

○気候変動やこれに伴う影響の発生を前提として、その被害を回避・軽減するための対策を推進します。

(7) 施策の柱ごとの個別施策

<①-1：省エネルギー化の推進>

※環境省の「部門別 CO2 排出量の現況推計値」において定めている「部門」について、施策ごとに関連する部門を括弧内に記載しています。

区分	個別施策	市民	事業者	市
重	公共交通機関の利用促進（運輸部門）	○	○	○
他	LED 照明や高効率空調などの省エネルギー機器や、エネルギーマネジメントシステム（EMS）の普及促進（業務その他、家庭、産業部門）	○	○	○
他	宅配便の再配達の防止や物流業種の集積化による物流体制の効率化の推進（運輸部門）	○	○	○
他	高気密、高断熱住宅などの省エネルギー住宅の普及促進（家庭部門）	○	○	○
他	自転車を利用しやすい環境・システムづくりの推進（運輸部門）		○	○
他	ISO14001 や鳥取県版環境管理システム（愛称「TEAS（テス）」）の普及啓発（業務その他、運輸部門、産業部門）			○
他	まちなかを車中心から歩行者中心へ転換	○	○	○
他	アイドリングストップや急発進をしない等エコドライブの推進	○	○	○
他	次世代自動車の普及促進	○	○	○
他	公共施設を対象とした電気使用量と CO2 排出量の見える化（データプラットフォーム）による省エネ効果の定量化と、市民・事業所への情報公開による取組の周知			○
他	省エネルギー行動実践による日常生活における CO2 排出量の削減	○	○	○
他	市の実施する事務事業における節電、省エネルギーの率先行動			○

他	市のホームページや広報等を活用した省エネルギー化推進の情報発信			○
---	---------------------------------	--	--	---

<①－２：再生可能エネルギーの導入推進>

※環境省の「部門別 CO2 排出量の現況推計値」において定めている「部門」について、施策ごとに関連する部門を括弧内に記載しています。

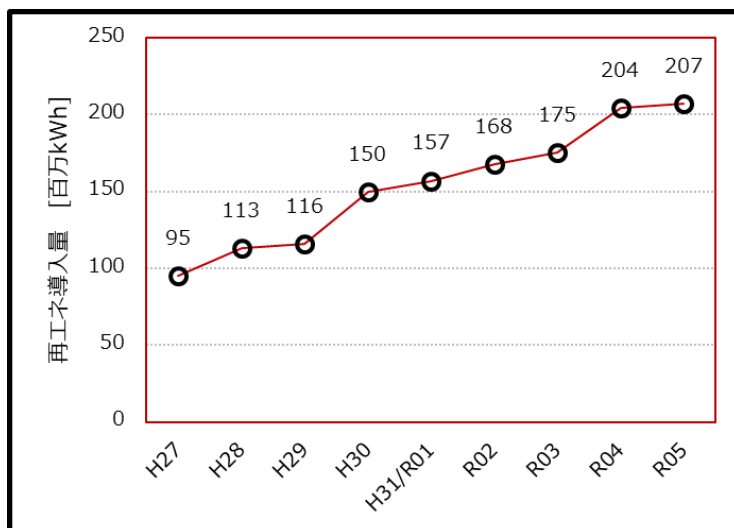
区分	施策	市民	事業者	市
重	下水処理場における消化ガス発電及び公民館４館における太陽光発電設置等、地域資源を活用したエネルギー事業の推進			○
他	固定資産税減免による再生可能エネルギー発電設備の導入支援			○
他	鳥取県と協力し「再エネ 100 宣言 RE Action」の普及啓発等、市内事業者へ対し、再生可能エネルギーの導入推進（業務その他部門、運輸部門、産業部門）		○	○
他	地域の特色を生かした再生可能エネルギー発電システムの導入と普及促進	○	○	○
他	オンサイト型・オフサイト型 PPA モデルによる太陽光発電設備の整備と普及促進	○	○	○
他	公民館等避難所への太陽光発電設備と蓄電池の整備による市民の安全・安心の確保と BCP 機能の強化			○
他	市域において導入可能な再生可能エネルギーの検討			○
他	再生可能エネルギーの先進的な取組による地域経済の活性化と地域課題の解決	○	○	○

<①－３：気候変動適応策の推進>

区分	施策	市民	事業者	市
重	災害時に農業用ため池が決壊した場合に迅速かつ安全に避難をする資料を作成し、地域住民の日頃の防災・減災意識を高める。			○
他	熱中症予防に係る周知・啓発の取組			○
他	水源かん養林の保全及び育成			○
他	洪水ハザードマップの作成・周知			○
他	警戒レベルを用いた避難情報の発令			○
他	市道の除草、河川の浚渫及び側溝の清掃を推進するなど流出水対策の実施			○
他	防災ガイドマップ・ハザードマップ等の周知を図るほか、災害時の避難場所や経路の確認	○	○	○
他	気候変動への適応策に関する情報収集と周知・啓発	○	○	○
他	熱中症予防に係る周知・啓発			○

市内の再生可能エネルギー（太陽光発電）の導入状況

再生可能エネルギー（太陽光発電）の導入量は増加傾向にあります。令和５年度（2023年度）の導入量は、１年間で世帯が使う電気量のおよそ53,016世帯分に上り、これは米子市の世帯数の77%にあたります。



出典）経産省 固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト

環境省 令和５年度 家庭部門の CO2 排出実態統計調査 結果について（速報値）

米子市 人口

(8) 脱炭素先行地域の取組

米子市は、令和 32 年（2050 年）までに温室効果ガスの実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しており、今後、持続可能で活力ある地域社会と脱炭素社会の実現を目指して、様々な取組を行っていきます。

令和 4 年（2022 年）には、環境省が募集する第 1 回脱炭素先行地域において、境港市、ローカルエナジー株式会社、株式会社山陰合同銀行と共同提案を行った結果、脱炭素先行地域に選定されました。これを機に公共施設を中心とした脱炭素先行地域において脱炭素化に向けた事業を集中的に行うとともに、市域においても脱炭素社会の実現に向けた取組を推進していきます。

(ア) 脱炭素先行地域づくり事業の全体像

○市有施設や荒廃農地に太陽光発電設備を導入するとともに、既存の再エネ設備（クリーンセンター等）で発電した電気を各公共施設へ供給すること等により脱炭素化を図ります。

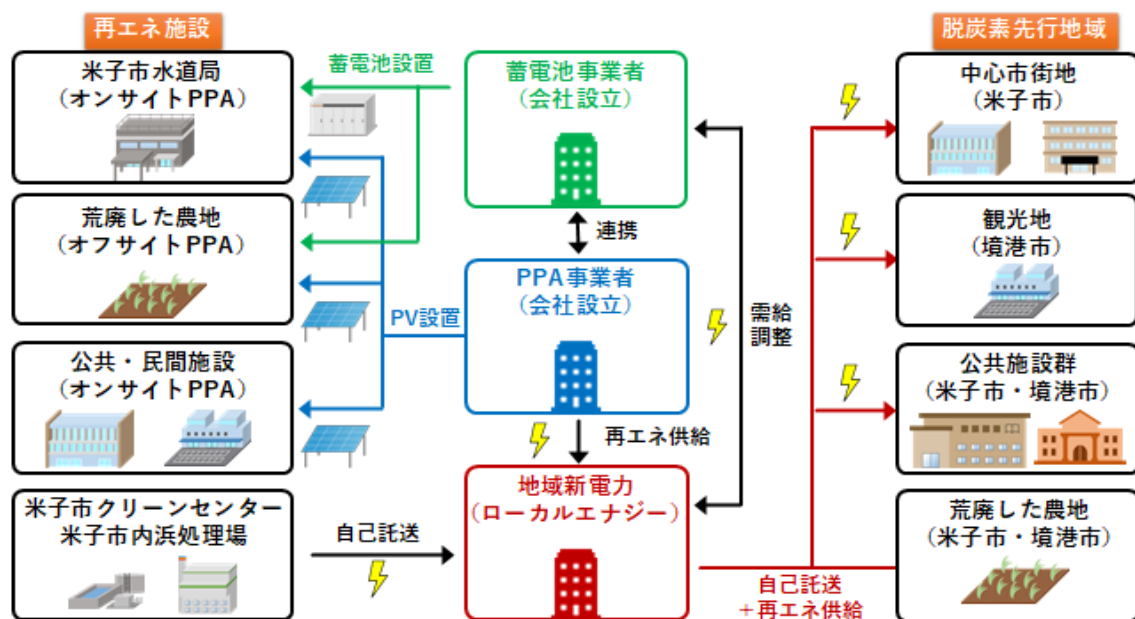
○市有施設や荒廃農地に太陽光発電設備を導入し、公共施設へ再生可能エネルギーを供給します。

○既存の再エネ設備（米子市クリーンセンター、米子市内浜処理場）で発電した電気を各施設へ供給します。

○再生可能エネルギーを水道施設に供給するとともに、需給調整のための大規模蓄電池を導入し、需給管理を実施します。

○市有施設の電力使用量を一元管理、見える化するデータプラットフォームを構築して脱炭素施策の効果検証を行うとともに、データ検証による各施設の脱炭素施策の検討及び職員の行動変容を促進します。

▼脱炭素先行づくり事業の概要



＜活用可能な既存の再エネ発電設備の状況＞

○米子市クリーンセンター（卒 FIT 見込み）

米子市クリーンセンターは、米子市及び境港市の一般廃棄物の処理施設であり、蒸気タービン発電機（4,000kW×1 基）により年間 12,624,000kWh を発電し、売電しています。

○米子市内浜処理場消化ガス発電（非 FIT）

米子市内浜処理場は、米子市の下水処理を行っている施設であり、消化ガス発電機（24.5kW×2 基）により年間 360,000kWh を発電し、ローカルエナジー株式会社に売電しています。

本施設は、FIT 認定を受けていないため、全量が再生可能エネルギーです。

（イ）再生可能エネルギーの導入

太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、CO₂ の排出量を削減します。

水道局の施設用地に、太陽光発電（非 FIT）設備を導入します。

建物の構造上の問題がない公共施設を対象として、太陽光発電設備の導入を検討します。

弓ヶ浜半島に点在する荒廃した農地に太陽光発電（非 FIT）を導入し、必要に応じて農業とのソーラーシェアリングも検討します。

（ウ）再生可能エネルギー需給調整等のための蓄電池導入

太陽光発電設備を設置した施設の BCP 及び再エネ需給調整を目的に、蓄電池の整備を検討していきます。なお、電力の需給調整については地域新電力と連携し、具体的な手法等について協議していきます。

（エ）ICT による脱炭素施策の推進

脱炭素先行地域内の公共施設の電力消費量、再生可能エネルギーの利用率等をグラフや表により可視化（見える化）し、WEB 上で確認することができるシステムを構築します。このシステムを活用することにより、公共施設への再生可能エネルギー供給事業や省エネルギー化を推進する上で、取組の効果の検証等を行うことが可能となります。

（オ）公用車への次世代自動車の導入検討

公用車へのEV車等次世代自動車の導入について、再生可能エネルギーの技術革新の状況を踏まえながら、屋外駐車場における充電設備、カーシェアリング等の導入手法を検討します。

(9) 脱炭素社会に向けたロードマップ

2050年 脱炭素社会へ向けた将来イメージ
みんなの力で変えていこう！「ゼロカーボンシティよなご」



- 再生可能エネルギーの導入推進
- 太陽光発電システムの導入推進
- PPA モデル事業の促進
- ZEB・ZEH の拡大
- 省エネルギー機器の導入推進
- エネルギーの地産地消
- 電気自動車及び充電設備の普及促進
- CO₂ 吸収源の森林保全



2030 年

2025 年

2050 年

カーボンフリー

- グリーン水素エネルギーの普及
- CO₂ 資源化技術の普及

革新的イノベーション
の率先導入

- CO₂ 吸収貯留技術 (CCUS) の普及
- 大気中 CO₂ 回収技術 (DAC) の普及

加速期間

4－5：基本目標②「循環型社会」



クリーン待ち



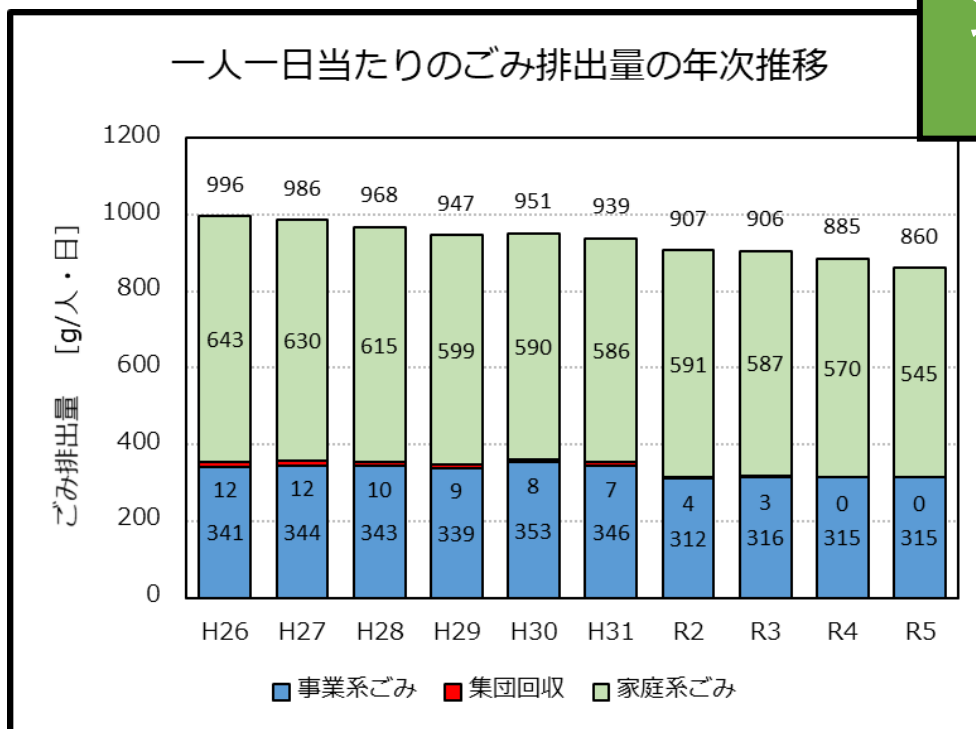
4 R（Refuse：断る、Reduce：減らす、Reuse：繰り返し使う、Recycle：再生利用する）の推進や食品ロスの削減等を行い、持続可能な消費と生産の社会を目指します。

（１）現状

国では、平成 3 年（1991 年）の再生資源利用促進法（改正後：資源有効利用促進法）の施行以来、各種リサイクル法が制定され、大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来社会から循環型社会への転換を図るための取組が進められています。

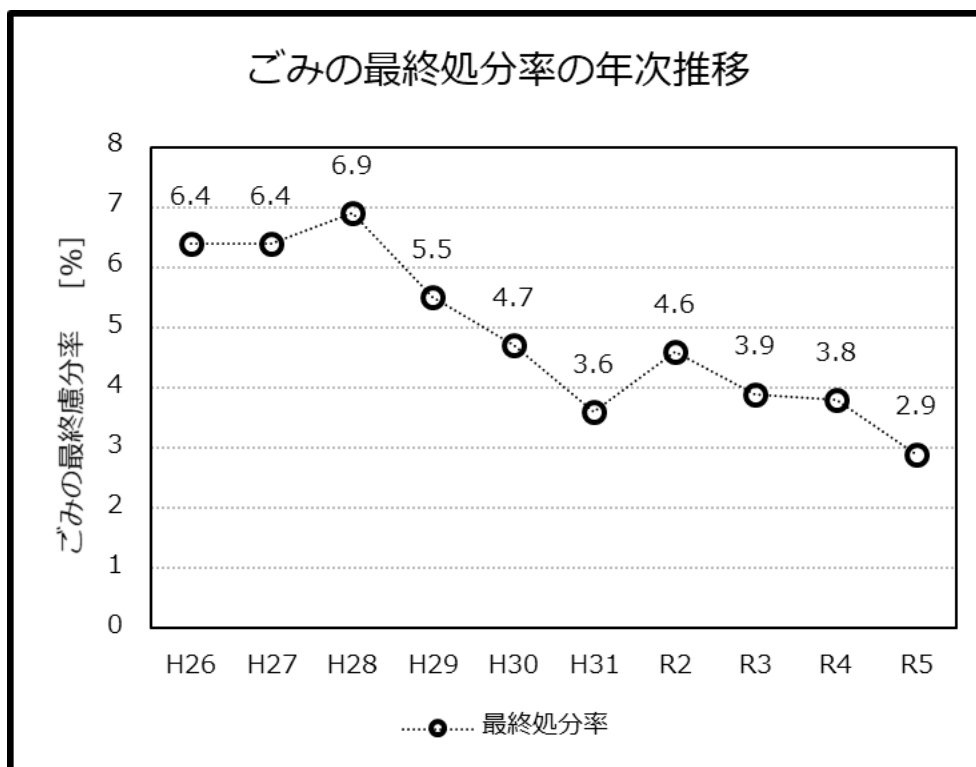
本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、平成 18 年（2006 年）3 月に「第 1 次米子市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。その後、3 度の改訂を経て「第 4 次米子市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会への転換をさらに進めていくとともに、脱炭素社会や自然共生社会との統合に配慮した持続可能な循環共生型の地域社会の構築を目指し、取り組んでいます。また、令和 8 年度からは「第 5 次米子市一般廃棄物処理基本計画」が施行される予定です。第 1 次から第 4 次の計画に沿って、施策を推進してきた結果、1 人 1 日当たりのごみ排出量及びごみの最終処分率は近年減少傾向にあります（図 5、6）。

令和 6 年（2024 年）12 月に実施した市民アンケート調査においては、行政に求める施策として、市民、事業所ともに廃棄物の適正処理やごみの減量等、循環型社会の構築に関連する事項が、平成 31 年度/令和元年度、平成 27 年度実施アンケートと同様に上位に位置しており、引き続き、行政の役割が望まれているものと考えられます。



(図5) 1人1日当たりのごみ排出量の年次推移

※グラフ上の各項目の数値は四捨五入した値であり、合計値と一致しない場合があります。



(図6) ごみの最終処分率の年次推移

(2) 基本目標達成における主な指標

#	主な指標	基準年 (令和元年度)	中間指標値 (令和7年度)	指標 (令和12年度)
2-1	1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	938	870	810?
2-2	ごみの最終処分率 (%)	3.6	3.6	3.6?
2-3	小型家電の回収量	47,000kg	77,000kg	77,000kg
2-4	事業所から排出される食品残さ、古紙、刈り草の排出量	食品残さ 1,600 t 古紙 8,000 t 刈り草 1,500 t	食品残さ 1,500 t 古紙 7,000 t 刈り草 1,500 t	食品残さ 1,400 t 古紙 6,000 t 刈り草 1,500 t
2-5	バイオマス含有のごみ袋店舗普及率	0%	15%	98%

【指標設定理由】

2-1：循環型社会の構築に向けて、家庭系ごみ（特に家庭系可燃ごみ・不燃ごみ・不燃性粗大ごみ）、事業系ごみの減量及び再資源化に重点的に取組ます。指標値は、令和元年度の各ごみの組成（生ごみや紙類など）ごとの排出量を分析し、削減可能性や難易度等を踏まえて決定しました。なお、第4次米子市一般廃棄物処理基本計画（令和3年度（2021年）～令和7年度（2025年））で掲げた目標値と同数値としています。

2-2：平成31年度/令和元年度のごみの最終処分率は全国の他の自治体と比べても低い水準であるため、令和7年度までこの水準を維持することとします。なお、第4次米子市一般廃棄物処理基本計画で掲げた目標値と同数値としています。

2-3：循環型社会の構築に向けて、家庭系ごみ（特に家庭系可燃ごみ・不燃ごみ・不燃性粗大ごみ）、事業系ごみの減量及び再資源化に重点的に取組ます。指標値は、令和元年度の各ごみの組成（生ごみや紙類など）ごとの排出量を分析し、削減可能性や難易度等を踏まえて決定しました。なお、第4次米子市一般廃棄物処理基本計画（令和3年度（2021年）～令和7年度（2025年））で掲げた目標値と同数値としています。

2-4：森さん

2-5：森さん

○令和元年度のごみの最終処分率は全国の他の自治体と比べても低い水準であるため、令和7年度までこの水準を維持することとします。なお、第4次米子市一般廃棄物処理基本計画で掲げた目標値と同数値としています。

森さん

(3) 基本目標達成に向けての課題

○1人1日当たりのごみ排出量について、全体としては減少傾向にあるものの、ごみの内訳

クリーン待ち

を見ると、事業系ごみについては横ばいの状況が続いています。また、令和元年（2019年）10月には食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、家庭系、事業系ごみに関わらず食品ロスを低減させていく必要があります。

○ごみの最終処分率については、令和元年度から新たにリサイクルプラザの資源化処理後のプラスチック残さの一部外部処理により、最終処分率の減少につながりました。引き続き、この水準を維持することに努めます。

（４）基本目標達成のための施策の柱

<②－１：4Rの推進>

○ごみ排出量を抑制するために、4R（断る、発生抑制、再使用、再生利用）の取組を推進します。

<②－２：食品ロスの削減>

○我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しており、米子市の家庭系食品ロス調査によると、可燃ごみ全体の約12%は食品ロスが占めており、このため、ごみ排出量抑制の大きな課題となっています。

<②－３：廃棄物の適正処理>

○発生した廃棄物については、適正に処理し、不法投棄防止を防ぐ必要があります。

クリーン待ち

(5) 施策の柱ごとの個別施策

<②-1: 4Rの推進>

区分	施策	市民	事業者	市
重	市民や事業者に対し、ごみの発生抑制や物の再利用等の啓発を行う。			○
他	グリーン購入等を通じて、リユース製品、リサイクル製品等の優先的な調達を行う。	○	○	○
他	学校給食における食品残さの堆肥化を図る。			○
他	下水道汚泥の資源化による有効利用			○
他	食品ロスの削減	○	○	○
他	プラスチックごみ削減に効果的な製品の選択	○	○	○
他	生ごみ処理機への補助制度による家庭ごみの減量化	○		○
他	ダンボール堆肥入門キットの配布などによるごみの資源化	○		○
他	バイオマス含有のごみ袋の導入と普及促進	○	○	○
他	環境にやさしい製品の率先購入	○	○	○
他	環境にやさしい製品の開発		○	

クリーン待ち

<②－２：食品ロスの削減>

区分	施策	市民	事業者	市
他	食べきり運動等の普及啓発に努める。			○
他	生ごみ処理機等の普及啓発に努める。			○
他	学校における食育の推進			○

<②－３：廃棄物の適正処理>

区分	施策	市民	事業者	市
重	分別収集によって資源化を図るとともに、ごみの減量化を図り、環境への負荷軽減に努める。	○	○	○
他	米子市クリーンセンターからの排出ガス濃度を継続的に監視するとともに、法令及び自主規制値を厳守し、排出状況の測定結果を公表する。			○
他	米子市クリーンセンターの効率的な運用を図る。			○
他	不法投棄多発地域をパトロールし、不法投棄物の早期発見・対応に努める。			○
他	関連法令などに基づき、市内で廃棄される冷蔵庫やエアコンなどの製品のフロン類について適正な回収・処理の普及啓発を推進する。			○
他	家庭から排出された水銀使用廃製品の適正処理を行う。			○
他	農薬などの適正処理を推進する。			○
他	廃船や漁網などの漁業系廃棄物の適正処理を啓発する。			○

4－6：基本目標③「自然共生社会」



本市の豊かな自然・生態系を保全することにより、多種多様な野生動植物の生息環境を保全すると共に、自然環境が有する機能を持続し災害を防ぐことのできる、緑あふれる社会を目指します。

(1) 現状

平成 22 年（2010 年）10 月に生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が愛知県において開催され、生物多様性の損失を止めるための「愛知目標」（2011 年～2020 年の戦略計画）が採択されました。国においては、愛知目標の達成に向けた、「生物多様性国家戦略 2012-2020」が策定され、ロードマップが示されました。また、令和 4 年（2022 年）にはカナダ・モントリオールで生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）が開催され、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとることがミッションとされました。これを受け、令和 5 年（2023 年）には「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定され令和 5 年（2030 年）に向けたネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指しています。

本市においては、ラムサール条約に登録された中海に位置する水鳥公園を有効利用し、環境教育を通して生物多様性への取組の発信を検討しています。環境省は、ネイチャーポジティブの実現に向けた取組として、自然共生サイトの登録を進めています。これは、民間・行政の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を自然共生サイトとして認定し、その価値を公式に認めるものです。本市では、水鳥公園の生物多様性に関する価値を重視し、自然共生サイトへの登録検討を始めます。

一方で、生物に関する環境問題としては、特定外来生物であるオオキンケイギクの生息が確認されていることや、令和 6 年度 12 月実施のアンケートからは、前回（平成 31 年度/令和元年度）と同様にヌカカ対策が必要であるとの声や耕作放棄地の増加を懸念する声が寄せられています。

(2) 基本目標達成における主な指標

#	主な指標	基準年 (令和元年度)	中間指標値 (令和7年度)	指標値 (令和12年度)
3-1	米子水鳥公園で実施された環境学習の実施件数	250 件	275 件	300 件
3-2	再生可能な荒廃農地の面積 (※1)	101 ヘクタール	39 ヘクタール (※2) (※R6年度末時点)	

※1：「再生可能な荒廃農地」・・・荒廃農地（現在、耕作がされておらず、作物の栽培が客観的に不可能となっている農地）のうち、整地等による再生を行うことにより、農作業による耕作が可能となる農地。

※2：再生が可能である荒廃農地を減らすことで、農作業可能な農地を増やす。

【指標設定理由】

・3-1:ラムサール条約湿地に登録された中海に位置する米子水鳥公園の環境学習実施件数を増やすことにより、当公園で実施される各種事業を通じ、生物多様性をはじめ環境保全意識の向上を図ることが期待できます。なお、指標値は、米子水鳥公園の実施可能最大件数を300件と設定し、本計画期間の令和12年度（2030年度）末までに年に5件増で実施していくことを目指します。

・3-2：市民アンケートの結果から、耕作放棄地の増加を懸念する声が引き続き寄せられています。また、本市の耕作放棄地対策は、最上位計画である第2次まちづくりビジョンにも掲げられているため、指標値として設定しました。

(3) 基本目標達成に向けての課題

○生物多様性の重要性が広く市民に認識されるとともに、官民連携して生物多様性を維持するための持続的な自然環境の保全・再生に取り組む必要があります。

(4) 基本目標達成のための施策の柱

<③－1：森林・農地・湿地・海の適切な利用>

○森林・農地・湿地などの適切な利用を図ることによる生活環境保全の向上を図り、自然との共生社会を目指します。

<③－2：生態系の保全>

○生態系が有する防災・減災機能等の重要性を認識することにより、自然との共生社会を目指します。

(5) 施策の柱ごとの個別施策

<③-1：森林・農地・湿地・海の適切な利用>

区分	施策	市民	事業者	市
重	米子水鳥公園の運営による中海の賢明な利用の促進及び湿地環境の保全を実施する。			○
重	中海及び米子水鳥公園の生態系調査研究により、地域の環境保全意識の向上を図る。			○
重	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づく土地利用及び担い手の育成を推進する。			○
重	農地の集約化を図り、農家の規模拡大を促進する。			○
重	農業振興地域整備計画に基づく農用地区域内の耕作放棄地対策事業を促進する。			○
他	中海・宍道湖・大山圏域市長会や環境保護団体などと連携して、ラムサール条約湿地である中海の環境保全・再生及び賢明な利用を促進する。			○
他	平成31年(2019年)4月から始まった森林経営管理制度に基づいた森林の経営管理を実施する。			○
他	松くい虫等防除事業を推進する。			○
他	緑の募金運動や一株植樹運動を通じて、緑化の推進を図る。	○	○	○
他	魚礁の設置などによって整備された沿岸漁場を適正に管理することで、効率的な漁業活動を支援する。			○
他	樹木のある公園や緑地の保全を図る。			○
他	地産地消に関する情報を提供する。			○
他	地産地消促進のため、学校給食への地場農畜産物の使用に努める。			○
他	鳥取県やJ A、学校給食関係事業者と食材の生産・流通などについて情報交換を行う。		○	○
他	環境保全型農業直接支援対策の推進による地域の水環境の向上			○

<③－２：生態系の保全>

○その他施策（４施策）

区分	施策	市民	事業者	市
重	水鳥公園の環境省「自然共生サイト」への登録を検討する。			○
他	県と協力して、希少野生動植物の保護に努める。			○
他	生物多様性の重要性を啓発する。			○
他	生物多様性の保全・持続可能な利用を推進する。			○
他	特定外来生物の防除啓発及び駆除			○

4－7：基本目標④「安全・安心社会」



公害の防止等を図ることによる生活環境の保全や、街の美化に取り組むことによる美しいまちづくりを進め、安全で安心して暮らせる社会を目指します。

(1) 現状

令和6年度（2024年度）12月に実施した市民アンケートにおいては、環境をよくするために行政に期待することとして、公害対策（大気汚染・水質汚濁・騒音・振動 等）を求める声が平成27年度（2015年度）、令和元年度のアンケート結果と同様に多い結果となりました。また、街の美化について、ごみのポイ捨てなどのマナーに関することを懸念する声が年齢、地域を問わず多く寄せられ、管理されない空家や土地の管理を求める声も多く寄せられました。

これらについては、直接、本市の担当部署に市民からの相談等も寄せられている状況です。

(2) 基本目標達成における主な指標

#	主な指標	基準年 (令和元年度)	中間指標値 (令和7年度)	指標値 (令和12年度)
4-1	市民アンケート結果の回答数(解決・改善したい環境項目:「ごみ出し・ポイ捨てなどのマナー」)	55.8 %	50.0 % (※R6年度末時点)	45.0%
4-2	公立保育所の園庭の芝生化	91%	91%	100%
4-3	公立小中学校の校庭の芝生化	小学校2校	小学校10校	順次拡大

○生活排水処理に関すること				
4-4	汚水処理人口普及率	90.3%	94.4%	※令和 8 年 1 月施行の米子市生活排水対策方針」による値を指標値とします。
4-5	水洗化戸数率	90.0%	91.8 %	
4-6	浄化槽法定検査受検率	54.3%	56.1 %	
4-7	公共下水道事業計画区域内の新規管きょ整備面積	2516.3ha	2872.5ha	
4-8	合併処理浄化槽補助基数	90 基／年	100 基／年	
○空家等の対策に関すること				
4-9	「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく適切な管理がされていない空家等の改善	13 件	10 件／年	35 件/年 管理不全空家等及び特定空家等の除却件数？
4-10	空き家利活用の推進	－ (令和 2 年度新設)	空き家バンクへの登録件数 10 件／年	空き家バンクへの登録件数 15 件／年

【指標設定理由】

・4-1：市民の声を反映するため、ごみ出し・ポイ捨てなどマナー改善への関心を示す割合を指標に設定しました。平成 31 年度/令和元年度（2019 年度）は 55.8%、令和 6 年度（2024 年度）は 51.6%と改善傾向にあり、コロナ禍による活動停滞の中でも、環境啓発の効果が見られたと考えます。令和 8 年度（2026 年度）からの期間からは一斉清掃の再開や啓発強化により、令和 12 年（2030 年）時点で 45.0%を目標とします（年 1.2%改善ペース）。

・4-2：公立保育所及び認定こども園 11 園中 10 園において園庭芝生化を行っていますが、今後も園の統廃合にあわせて園庭芝生化を実施し、2027 年には 100%を達成する見込みです。

・4-3：公立小中学校の校庭の芝生化については、今後も年間 2 校程度を目標に、順次拡大していく予定です。

（生活排水処理に関すること）

・4-4：ア：汚水処理人口普及率

まちづくりビジョンで定めている目標値（令和 6 年度（2024 年度） 93.7%）を参考に年間で約 0.7%増すことを目標に設定しています。

・ 4-5：水洗化戸数率

年間 0.3%の水洗化戸数率の向上を目指しています。

・ 4-6：浄化槽法定検査受検率

年間 0.3%の法定検査受検率の向上を目指しています。

・ 4-7：公共下水道事業計画区域内の新規管きょ整備面積

米子市生活排水対策推進計画で定めた目標値（令和 8 年度（2026 年度） 2932.5ha）を参考に年間で約 60ha 整備することを目標に設定しています。

・ 4-8：合併処理浄化槽補助基数

米子市生活排水対策推進計画により、令和 8 年度（2026 年度）までの間、補助制度の拡充により、年間 100 基の合併処理浄化槽の設置促進を行うこととしています。

・ 4-9, 10：空家等の対策に関することの指標値 4-9 及び 4-10 は、本市の最上位計画である第 2 次まちづくりビジョンを元に、管理不全空家等及び特定空家等の除却件数を年間 35 件、空家バンクへの登録を年間 15 件としています。

（３）基本目標達成に向けての課題

○ごみ出し・ポイ捨てなどの身近な環境問題から、個人での解決が困難であり、行政が積極的に対応しなければならない問題まで、基本目標達成に向けて幅広い対応が必要となります。

（４）基本目標達成のための施策の柱

<④－１：生活環境の保全>

○公害の防止等を図ることによる生活環境の保全を図り、安全・安心な社会を目指します。

<④－２：美しいまちづくりの推進>

○環境美化を推進することによる美しいまちづくりを進め、安全・安心な社会を目指します。

(5) 施策の柱ごとの個別施策

<④－１：生活環境の保全>

区分	施策	市民	事業者	市
重	生活排水処理施設の整備 ・ 公共下水道事業計画区域内の新規管きょ整備 ・ 公共下水道の早期整備が見込まれない区域における合併処理浄化槽の設置促進 ・ 下水道整備完了地域における下水道接続の普及促進 ・ 浄化槽の適正管理の啓発・指導			○
重	ヌカカ被害対策の推進			○
重	管理不全の土地に関する指導の実施			○
重	犬・猫に対する衛生管理指導の実施			○
他	「中海に係る湖沼水質保全計画」、「米子市生活排水対策推進計画」に基づいた水質浄化対策の推進			○
他	中国電力に対する島根原子力発電所の安全対策の充実と安全協定の立地自治体と同等の内容への改定を求める。			○
他	家庭ごみの野外焼却禁止について啓発の実施			○
他	大気汚染緊急時（光化学オキシダント、PM2.5）における市民への注意喚起			○
他	水質汚濁にかかる環境基準の達成・維持に向け、常時監視を県と連携して実施する。			○
他	生活環境に関する市民からの苦情・相談に対する対応（騒音・振動・悪臭）			○
他	国・県などと連携した環境放射線モニタリング情報の入手及びモニタリング結果の公表			○
他	地下水汚染対策として、施肥の適正化や家畜排せつ物の適正処理の推進			○
他	環境にやさしい農業を県、JAと連携して推進		○	○
他	アスベスト撤去支援事業の推進			○
他	需要に応じた工業用水の確保と安定供給の実施			○
他	水源の更新や開発の推進			○
他	鳥取県持続可能な地下水利用協議会と連携した地下水源の適正利用			○

<④－２：美しいまちづくりの推進>

区分	施策	市民	事業者	市
重	様々な歴史的文化遺産についての調査研究の推進			○
重	有形・無形の文化財を適切に保護及び保存し次世代に継承していくために、指定文化財の保護及び保存の充実並びに未指定文化財の保護及び文化財指定の促進			○
重	米子市都市計画マスタープランに基づく、効率的かつ計画的な土地利用の推進			○
重	米子市空家等対策計画に基づく、空家等に関する対策の総合的かつ計画的な実施			○
重	空家等に係る現状調査の実施、所有者等による空家等の適切な管理の促進、住民等からの空家等に関する相談の実施及び管理不全な空家等への対応並びに支援の実施			○
他	安心・安全に利用できる公園施設の確保			○
他	市街地における緑の創出と、都市景観向上のため公共施設の緑化の推進			○
他	米子市景観計画に基づく建築物・工作物などの建築や建設などの届出審査、公共事業における通知制度などによる良好な景観の創出			○
他	米子市都市景観施設賞などによる、景観形成に関する市民への情報提供・啓発			○
他	魅力ある景観形成のため、鳥取県屋外広告物条例の許可申請の周知・啓発			○
他	森林や緑地の整備・保全、市内の緑化の推進	○	○	○

4－8：基本目標⑤「環境保全社会」



環境学習や環境保全活動を推進することにより、個々人の環境に対する意識を向上することのできる社会を目指します。

(1) 現状

○令和6年(2024年)12月の市民アンケートでは、環境保全活動への参加について約6割程度の方が参加したいと回答していましたが、実際に環境保全活動へ参加した方は4割程度にとどまり、このギャップの解決が課題です。また、環境に対する個々人の意識が大切であるとの声が多く寄せられています。

(2) 基本目標達成における主な指標

#	主な指標	基準年 (令和元年度)	中間指標値 (令和7年度)	指標値 (令和12年度)
5-1	中海・宍道湖一斉清掃(米子会場)の参加人数	1, 1 6 3 人	1, 3 0 0 人	1, 3 0 0 人
5-2	市民アンケート結果による環境保全活動・環境教育の場への参加実績	—	6 0.0%	6 0.0%

【指標設定理由】

5-1：平成17年(2005年)11月に中海がラムサール条約に登録されて以降、中海アダプトプログラムへの支援をはじめ、官民一体となった環境保全活動が継続的に実施されています。こうした取組の一環として、本計画では、中海の湿地環境の保全・再生およびその賢明な利用を促進する活動の一つである「中海・宍道湖一斉清掃(米子会場)」の参加人数を目標指標の一つとして位置づけています。令和6年度には、会場の収容上限である1,300人の参加を達成しており、今後もこの水準を維持していくことを目指します。

5-2：市民アンケートの結果から、環境保全活動への参加実績を把握します。なお、指標値は、平成31年度/令和元年度（2019年度）に実施の市民アンケートの結果において、環境保全活動に参加したいとの回答が約6割あったことを参考に設定しています。しかしながら、令和6年度（2024年度）12月に実施した市民アンケートでは、実際に環境保全活動に参加した方の割合は約4割にとどまり、環境保全活動への参加意欲を実際の参加率へとつなげることが課題です。改訂版第2次米子市環境基本計画では、環境保全活動への参加率は60%に据え置き、参加意欲の層別に環境教育コンテンツを作成することで環境保全活動への参加につなげることとしました。

（3）基本目標達成に向けての課題

○より多くの市民が環境保全活動に参加できる体制づくり（活動の場の確保、教育の機会の設定、周知）の実施が必要となります。

（4）基本目標達成のための施策の柱

<⑤－1：環境学習の推進>

○個々人の環境に対する意識を向上させることにより、環境保全社会を目指します。

<⑤－2：環境活動の協働>

○環境保全活動に参加できる体制づくりを進め、環境保全社会を目指します。

（5）施策の柱ごとの個別施策

<⑤－1：環境学習の推進>

区分	施策	市民	事業者	市
重	市民への環境学習の機会の提供			○
重	広報誌、ごみカレンダー、ホームページ、YouTube よなご環境チャンネルなどを活用した環境情報、環境問題への取組の積極的な発信			○
他	自然と環境の保全に向けた啓発活動の推進			○
他	環境教育を目的とした環境学習会や施設見学等による環境保全に関する意識の向上	○	○	○

<⑤－２：環境活動の協働>

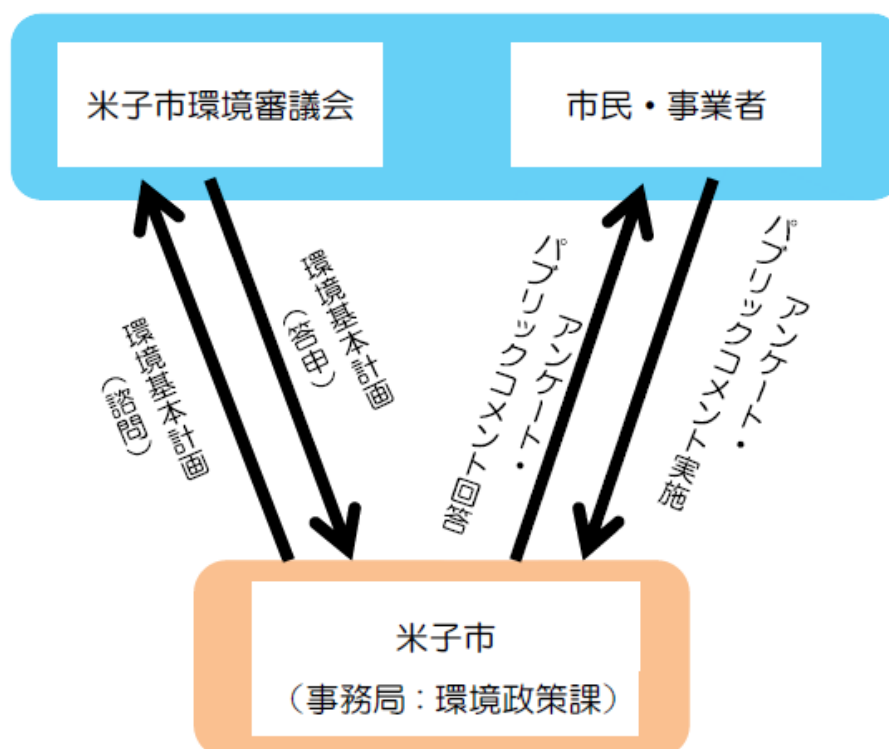
区分	施策	市民	事業者	市
重	地域住民、環境美化団体などと連携して環境イベントを開催し、環境に関する啓発を実施することにより広く市民の環境意識の向上を図る。	○	○	○
重	「ラムサール条約湿地中海・宍道湖一斉清掃」など、周辺自治体との環境保全活動の実施			○
重	中海・宍道湖・大山圏域市長会と連携して、中海の水質改善・利活用の促進			○
重	地域資源を活用した全日本トライアスロン皆生大会などのイベント開催や、エコツーリズム・スポーツツーリズムなど地域の特性・魅力を活かした体験型観光の育成と振興		○	○
他	環境美化に貢献した個人・団体を顕彰する。	○	○	○
他	市内一斉清掃や地域での清掃活動など、地域における実践活動の促進			○
他	米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例に基づく、ごみのポイ捨てや犬のフンの放置防止の啓発			○
他	米子市一斉清掃等地域の環境保全活動や中海・宍道湖自然体験活動等への積極的な参加	○	○	○
他	環境保全や環境美化を目的とした主体的な活動と支援	○	○	○

第5章 環境基本計画の推進に向けて

5-1：環境基本計画策定の流れ

本計画の策定に当たっては、環境基本条例に基づき設置した「米子市環境審議会」において、市長の諮問に応じ調査審議を行いました。また、市民アンケートの実施、計画（案）に対するパブリックコメントを実施し、市民・事業者の声を本計画に反映しました。なお、この度の中間見直しにおいても、同様の手続きを行いました。

【審議会・市民・市の関係】



<米子市環境基本条例>

●設置及び所掌事務（第19条）

⇒環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関して基本的な事項を調査審議するため、米子市環境審議会を置く。

⇒米子市環境審議会は、市長の諮問に応じ、環境基本計画に関する事項を調査審議する。

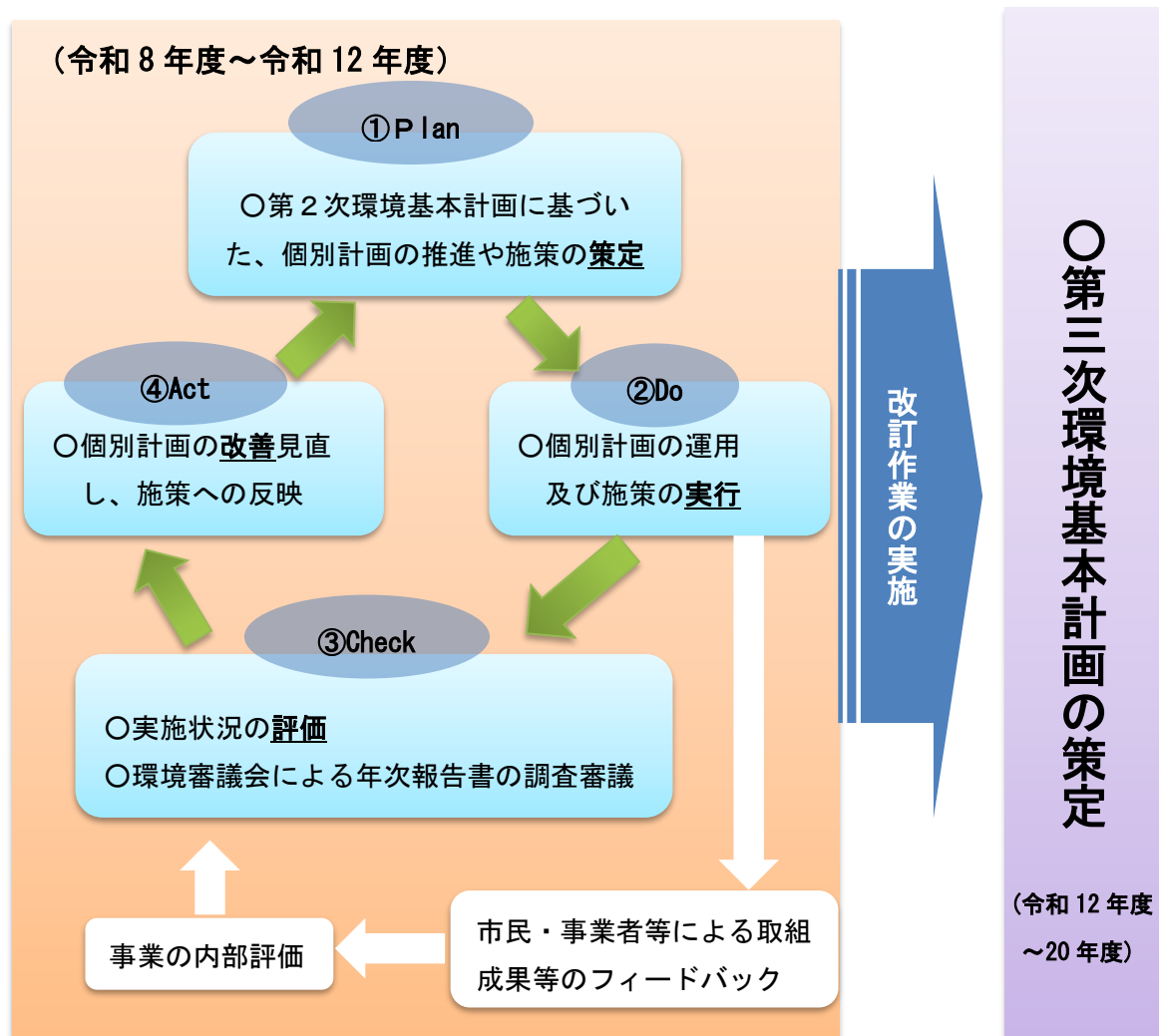
5-2：環境基本計画の進行管理

本計画の実施状況については、毎年度、年次報告書を作成し公表します。

また、同報告書について、米子市環境審議会の調査審議を経ることとし、必要に応じて計画の見直し（変更）を行います。

毎年度、PDCAサイクル（①「策定」、②「実行」、③「評価」、④「改善」）を繰り返すことにより、計画の実効性を確実なものとしします。

【進行管理の流れ】



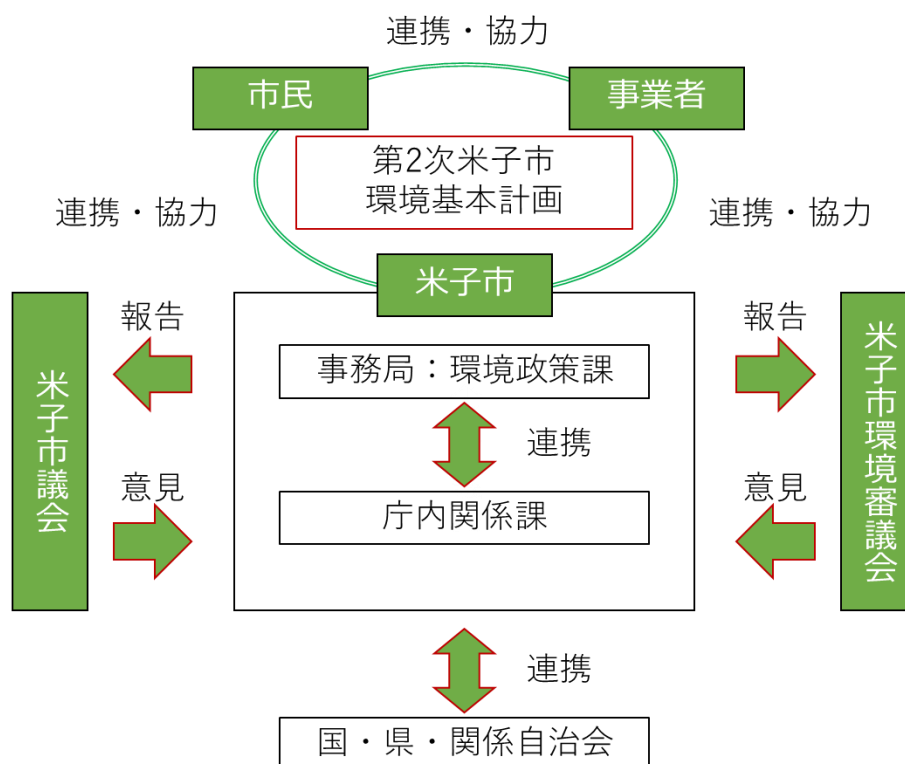
< 米子市環境基本条例 >

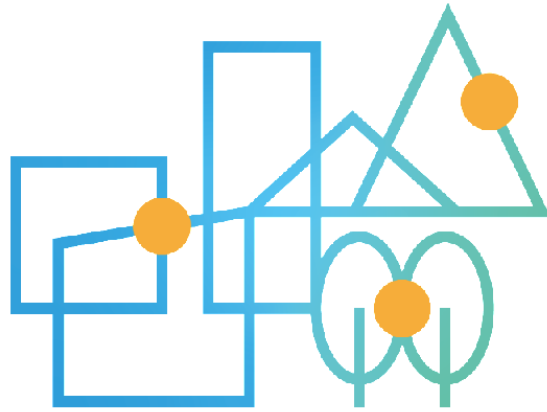
● 年次報告（第10条）

⇒ 市長は、市の環境の状況、環境施策の実施状況等について、毎年度市の環境に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

5－3：計画の推進体制

本計画を円滑かつ効果的に推進するためには、市民・事業者・市の各主体が連携・協働し、一体となって取り組む必要があります。国、県の施策や環境関連の技術革新の動向を踏まえながら、市の施策の検討や市民・事業者に向けた啓発を行うため、市の担当課である環境政策課を中心に、庁内関係課と連携し、以下の体制により本市の取組を推進していきます。





脱炭素先行地域

鳥取県米子市

脱炭素先行地域に選定された地方公共団体が、地域脱炭素に向けた取組を普及させることを目的として、環境省が作成した「脱炭素先行地域ロゴマーク」です。